



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカの高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割（1）－家族責任法(Family Responsibility Laws)を素材として－
Author(s)	関, ふ佐子; SEKI, Fusako
Citation	北大法学論集, 48(2), 39-100
Issue Date	1997-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15717
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(2)_p39-100.pdf



アメリカの高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割(一)

——家族責任法(Family Responsibility Laws)を素材として——

関 ふ 佐 子

目 次

序 章

- 1 問題意識および視角
- 2 本稿の構成

第一章 家族責任法の形成

第一節 家族責任法の起源

- 1 古代ヨーロッパ
 - 2 中世から近世のヨーロッパ
- #### 第二節 家族責任法の生成と発展
- 1 アメリカ家族責任法の制定

序 章

1 問題意識および視角

高齢社会を迎え、高齢者ケアを支える財源およびマンパワー

の限界が顕在化し、高齢者ケアの費用負担および人的負担を、誰が、どのようなかたちで、どれだけ担うべきかを明らかにすることが、先進諸国に共通の課題となっている。本稿では、困窮した高齢者に支給した扶助費用を当該高齢者の家族構成員に求償しうることなどを定めた、アメリカの「家族責任法」⁽²⁾を素

- 2 家族の変化と家族責任法
 - 3 財政の悪化と家族責任法
- ### 第二章 家族責任法の枠組
- 第一節 家族責任法の形態
 - 1 家族責任法の立法類型
 - 2 家族責任法をめぐる紛争類型
 - 第二節 家族責任法の適用
 - 1 前提
 - 2 家族責任法上の諸手続
 - 3 扶養義務の発生要件
 - 4 扶養義務の履行確保
- ### 第三章 家族責任法と社会保障の交錯
- ### 第四章 家族責任法の合憲性
- おわりに

(以上、本号)

材に、この課題について考察する糸口を探ってみよう。

(一) 社会保障と家族の役割

高齢社会では、高齢者本人の自助努力に加えて、国、地方自治体、企業、家族、地域社会、ボランティア、その他医療および福祉に携わる団体などの様々な主体が、その総力をあげて高齢者ケアを担ってゆかねばならない。そして高齢者ケアの全体像を描くにあたっては、各主体の役割分担を明確にする必要がある。それぞれの主体が担う役割が不明確であるならば、一部の者に過度の負担をもたらし、その結果、介護の負担を担う者のみならず、介護される高齢者の、人間としての尊厳を危うくするおそれがあるからである。

ことに、実際上高齢者ケアの多くを家族が担ってきた我が国では、社会保障との関係において家族の担うべき役割が不明確であることの弊害が、より深刻な問題として浮上しつつある。高齢者ケア対策の中心が、施設ケアの拡充から在宅ケアの充実へと移行しているのに対し、生活スタイルの都市化、少子化、女性の社会進出などにより、家族、なかでも子の担う役割にはますます期待し難くなっているからである。⁽³⁾ 従来どおり、家族に在宅ケアの中心的担い手であることを期待していたのでは、

家族に過度の負担をかけることとなり、さらに介護保障の充実も困難となろう。そこで、前述の各主体のなかでも、特に社会保障と家族の役割分担を明確化しなければならぬ。この点について、高齢社会の将来像を描いた各種の提言は、公私の適切な組合せによる適正給付および適正負担を推奨している。⁽⁴⁾ しかし、公的保障中心でも自助努力中心でもない中間型の福祉社会像には、なお理論的に不明瞭な点が多い。特に、家族、とりわけ子に負担を求める理論的根拠、ならびにその役割の範囲については、さらなる検討が必要であらう。⁽⁵⁾

家族の役割、ことに老親をケアする子の役割を明確化するためには、その扶養義務の範囲を、社会保障との関係で明らかにしなければならない。⁽⁶⁾ 公による社会保障と家族の扶養義務とはどのような関係にあるのだろうか。家族の扶養義務、ことに老親に対する子の扶養義務に関する問題は、社会保障の給付決定または既に給付した費用の償還を家族に求めるか否かを決定するにあたって、具体的に提示されている。⁽⁷⁾ しかし家族に助け合の義務を課す「扶養」という概念は、従来から存在しているにもかかわらず、依然として極めて不明瞭なままである。⁽⁸⁾ そもそも、道徳的な扶養義務はさておき、法的義務として、なぜ家族、特に親子は互いを扶養しなければならないのか。社会の高

齡化を理由に子の扶養義務に対する関心が高まる一方、親を扶養する子の能力は低下している。さらに、子を持たない夫婦または婚姻しない者の増加などから、家族という形態も今後ますます多様化してゆくであろう。そこで公による社会保障と家族の役割分担を考察するにあたっては、不明瞭な扶養義務概念を明確化し、家族に相互扶養の義務を課す上での問題、特に老親を扶養する法的義務を子に課す理論的根拠を改めて考察する必要がある。

(二) アメリカ家族責任法における家族の役割

以上述べたように、高齢者ケアにおける各主体の役割分担を考察するなかでも、国および地方自治体による社会保障と家族の役割分担を探索する研究が殊更必要である。こうした問題意識から、高齢者ケアにかかわる各主体の役割分担を総合的に考察する研究の糸口を探索するために、本稿はアメリカを素材として、まず、高齢者ケアの費用負担に関する社会保障と家族の役割分担を明らかにすることを試みるものである。こうした高齢者ケアの役割分担に関する問題は、先進諸国に共通の関心事である。そして負担の担い手として、家族に焦点をあてた議論もなされている。⁽⁹⁾ このような情況下で、本稿が高齢者ケアの役割分担に

関する総合的な研究の端緒として、先進諸国のなかでもアメリカを取り上げるのは、以下の諸理由による。

アメリカは、歴史的に社会保障政策と家族の扶養義務との関係が問われ続けてきた点で特徴的な国である。家族の広範囲な扶養義務を民法で定めている大陸法系の国々とは異なり、⁽¹⁰⁾ コモン・ロー上の扶養義務は、夫婦相互間および未成年子に対する親の扶養義務に限られる。そこで英国では、歴史的には救貧法が公的扶助費用の削減を理由に家族の扶養義務を拡大していた。⁽¹¹⁾

しかし、一九四八年の国家扶助法の制定により、扶養義務は、再び夫婦相互および十六歳未満の子に対する父母の義務に限定された。これに対してアメリカでは、家族責任法と呼ばれる条文または法分野が、扶養義務の範囲をコモン・ローと比べて拡大した。そして家族責任法は、現在に至るまで、社会保障政策上の理由から広範囲の家族に扶養義務を課し続けている。このためアメリカでは、公に代わって家族に扶養義務を課す上での問題点が、様々な形で議論されてきた。このように、社会保障給付の費用負担のあり方をめぐって家族の扶養義務があまりだされてきた点で、アメリカでなされた議論は、社会保障と家族の役割分担を考察する格好の材料となろう。

さらに昨今のアメリカにおいても、社会保障支出を削減する

必要性から、家族の扶養義務を評価する動きがある。従来は家族責任法の廃止を主張する見解が多数を占めていたにもかかわらず、家族責任法を積極的に活用すべきではないかという議論が再燃したのである。現在においても、社会保障と家族の役割分担が模索されている点でも、アメリカの議論は示唆に富む。

具体的な情況としては、現在アメリカの高齢者が長期ケアの必要性からナースィング・ホーム⁽¹²⁾に入所した場合、一か月約二五〇〇ドル以上の費用がかかる。この高価な経費により、ホームに入所している単身者の六七%が、入所一年後にはメディケイド⁽¹³⁾受給の資格要件を満たすようになってしまふ、Spending downと呼ばれる貧困化に陥っている⁽¹⁴⁾。他方、高齢者の長期ケアに対する公的支出の八二%にあたる額が、ナースィング・ホームの経費に費やされている。そしてメディケイドがナースィング・ホームでの経費を比較的簡易に支払うことから、長期ケアに対する公的支出の大半はメディケイドによって負担されている。すなわちメディケイドは、メディケアを含む社会保障制度および民間の保険などのなかで、長期ケアのコストを最も多く負担している。このため、高齢化に伴う公的財政負担の増大とともに、メディケイドの支出抑制が求められている。そこで、財政再建を目指し連邦支出節減を強力に推し進めたレーガン政権は、一

九八三年、社会保障支出削減の必要性を理由に、政府が支出したメディケイドの費用を扶養可能な扶養義務者に求償⁽¹⁶⁾しようとした通達⁽¹⁷⁾を発した。この通達を発端に、メディケイドなどの社会保障給付費用を家族に求償しようと規定した家族責任法が再度注目を浴びたのである。

また、アメリカの高齢者の多くは子供から自立して生活しており、高齢者ケアにおいて家族が担っている役割も日本より小さい、との印象が一般的にもたれている。さらにアメリカは、租税および社会保障負担の対国民所得比が、他の先進諸国と比較して低い国である⁽¹⁸⁾。そこでこのようなアメリカについて、高齢者ケアにおける家族の役割が少しでも明らかにするならば、家族の役割が変化する中で、租税および社会保障負担率の抑制を試みている我が国の法政策を検討するうえでも参考になろう。

以上のように、アメリカの例は、高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割分担を探究するにあたって、恰好の材料であるといえよう。しかし我が国では、アメリカの高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割に関する法的観点からの本格的研究が充分になされていないため、本稿ではアメリカを取り上げて詳しく検討することとした。

ここで、本稿で使用する「家族責任法」という用語について

簡単に説明しておく。⁽²¹⁾「家族責任法」とは、Family Responsibility Laws の邦訳であり、社会保障の給付決定にあたって考慮される家族の扶養義務、もしくは社会保障給付に要した費用を償還する家族の義務などについて規定する条文、またはこれに関する法分野を指す言葉である。すなわち、「家族責任法」という固有の名称をもつ法律がアメリカに存在するわけではない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該高齢者の子などに、メディケイドの給付に要した費用を求償しうることを定めた条文が、家族責任法である。一九九七年現在、二九州において家族責任法が見られる。次のアイダホ州一般法典一〇〇二条⁽²²⁾はその典型例である。

アイダホ州一般法典三二章「家族関係」一〇〇二条

「労働により自活できない貧困者の父、母及び子は、その能力の範囲内で、当該貧困者を扶養する義務を負う。本州の貧窮法の下でカウンティに手当を申請した者について、その者の扶養が可能であるにもかかわらずそれを怠っている父、母又は子の存在がカウンティ職員に明らかになったときも、当該職員は必要なすべての手当を提供しなければならない。ただし当該職員は、手当として出

費した額を求償するために、かような父、母及び子に対して、カウンティの名で民事訴訟を提起することができる。」

こうした条文は、家族法の中に定められている場合が多い。そのほか、社会保障法、または刑事法などの中に規定をおく州もある。規定の方法および内容は州によって異なるが、困窮した家族を扶養する義務を、扶養可能な他の家族構成員に課している点において共通である。そしてこのような個々の条文およびこれに関する法分野を、アメリカでは「家族責任法」と呼んでいるのである。

(三) 本稿の射程

本稿では、アメリカ家族責任法の全体的傾向を明らかにするために、各州の家族責任法をめぐる諸問題の中から特徴的な問題を抽出し、分析を行うことにした。⁽²³⁾そこで本研究は、各州で定められている家族責任法の個々の規定を、網羅的に検討しようとするものではない。⁽²⁴⁾ただしそのなかでも、カリフォルニア州の家族責任法をめぐる問題について、詳細な考察を行う。これは第一に、家族責任法の合憲性判断の先例となっている

Sword⁽²⁵⁾判決をはじめとする多くの重要判決が、同州で下されているからである。第二に、同州では、社会情勢の変化および裁判所の判断を受けて家族責任法がたびたび改正されており、家族の扶養義務に関する価値観の変化が立法に反映されていると考えられるからである。そして第三に、カリフォルニア州の家族責任法は典型的な例として、アメリカ家族責任法を検証する上での適切なモデルとなるからである。

ところで裁判所は、家族の扶養義務を立法により承認した家族責任法が無い場合にも、黙示の契約によって家族に扶養義務を課す場合がある。家族の扶養義務を考察するにあたっては、これらの裁判所の判断も重要なため、これについても、本稿の検討の範囲に加えることにする。

本稿では、主として高齢者ケアの費用負担の役割分担に着目するが、他方先に述べたように、肉体的にも精神的にも重労働である高齢者の世話という人的負担を、誰がどう担ってゆくかという問題が、従来の主な担い手であった女性の社会進出などの社会の変化とも相俟って深刻化している。高齢者ケアの役割分担について全般的に考察するにあたっては、この高齢者ケアの人的負担の役割分担に関する研究も必要となる。しかしこれは一個の問題であって、本稿の範囲を越えるため、ここでは扱

わないことにする。

本稿で検討する家族責任法は、多種多様の給付および施設ケアの費用について、責任ある親族⁽²⁶⁾に対する求償を規定している。しかし本稿の問題関心は、主に老親ケアにおける子の扶養義務にある。このため、配偶者の義務または子に対する親の義務の検討は、家族責任法の全体像を把握するために必要な限りに止める。したがって、要扶養児童家庭扶助⁽²⁷⁾についての事例、すなわち子に対する親の扶養義務に関して争った裁判例には論及しない。また、援助の受給者本人に対して、もしくは受給者死亡後の遺産から給付費用を公へ返済することを求める規定もあるが、その問題も本稿では扱わない。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

2 本稿の構成

以上の問題意識から、本稿では、アメリカにおける高齢者ケアの費用負担をめぐる社会保障と家族の役割分担について、以下の構成で考察してゆく。

まず第一章では、家族責任法の起源、制定、そしてそれ以降の一九六〇年代までの史的展開を概観し、家族責任法の歴史的背景を探る。これにあたっては、それぞれの時代において、社

会経済的背景が家族責任法の運用に与えた影響に着目してゆく。なお、社会保障制度が拡充し、家族責任法に著しい影響を及ぼした一九六〇年代以降に関しては、社会保障との関係での家族扶養について詳細な検討を行うために、第三章において別に取り上げる。そこで第一章では、高齢者ケアに関する諸施策が拡充する以前の社会に見られる家族責任法を分析する。

第二章では、家族責任法の形態を整理し、家族責任法の適用をめぐる諸問題を検討することにより、家族責任法の具体像の把握を試みる。そして家族責任法を適用する上での諸問題についての法解釈を争う裁判例の分析を通じて、社会保障関係費用を家族、なかでも子に求償する上での具体的な問題を検討する。こうした個々の問題に関する裁判所の具体的判断から、アメリカでの家族扶養の性質を探りたい。

第三章および第四章では、一九六〇年代以降次第に拡充された連邦社会保障制度との関係で活発化した家族責任法の評価を巡る諸議論を検討する。一九六〇年代以降は家族の扶養義務に関する議論が混迷し、子に扶養義務を課すことの問題性も盛んに議論されている。そこでまず第三章において、こうした議論が活発化した背景を提示するために、ケアを要する高齢者を支えるために拡充した公私の支援、および高齢者がおかれている

現状を概観する。次に高齢者に対する連邦社会保障政策の変化が、家族の扶養義務に関する各州の政策に与えた影響を分析する。前述した一九八三年通達を発端とした家族責任法の評価をめぐる見解の対立については、ここで検討する。また、州最高裁が老親扶養の義務を子に課す家族責任法を合憲と判断したにもかかわらず、当該家族責任法を廃止した、カリフォルニア州の辿った軌跡を分析し、混迷する家族責任法の評価を巡る議論についての考察を深めることにする。

また、家族責任法の是非は、その合憲性を、特に平等保護との関係で争うという形でも問われてきた。そこで第四章では、家族責任法の合憲性を争う諸判決を概観した上で、子の老親扶養義務を定めた家族責任法の合憲性が、平等保護との関係で争われた *Swoboda* 判決を詳しく検討する。これにより、裁判所が構築した法理を分析する。加えて、対立する学説を検証することにより、社会保障との関係での家族扶養の性質を原理的に考察し、子に老親を扶養する義務を課す法の問題点を探究する。こうした形で本稿は、高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割分担のあり方を研究する。

序章註

(1) 「扶養」、「介護」および「看護」は、そのいずれも概念の確定が困難な用語であるが、本稿ではこれら全てを包摂する最広義の用語として、「ケア」という言葉を使用する。そして、例えばサービスとしての(人的な)扶養のみではなく、経済的な扶養を指して、「ケア」という言葉を使う場合もある。

(2) 「家族責任法」の概要については、本章1(2)「アメリカ家族責任法における家族の役割」を参照されたい。本稿では「家族」という言葉を、アメリカにおける「Family」という言葉の用法に倣って、同居の親族に限定しない広範囲の親族を指す言葉として使用している。

(3) 厚生省『厚生白書 家族と社会保障―家族の社会的支援のために―』(一九九六年) 八―七六、九―一九八頁、高齢社会福祉ビジョン懇親会「二一世紀福祉ビジョン」全国老人福祉問題研究会『老後保障最新情報資料集 一』(あけび書房、一九九四年) 二二―二三頁、社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会「社会保障将来像委員会第一次報告」全国老人福祉問題研究会『老後保障最新情報資料集 一〇』(あけび書房、一九九三年) 一六一―一八頁、同「社会保障将来像委員会第二次報告」(一九九四年) 全国老人福祉問題研究会『老後保障最新情報資料

集 一二」(あけび書房、一九九五年) 一八一―一九九頁、第二六回社会保障研究所シンポジウム「低出生社会の家族と社会保障」季刊・社会保障研究二八巻一号(一九九二年) 四―三〇頁。

(4) 例えば、「社会保障制度は、家族の持つさまざまな機能が損なわれ、または損なわれようとしたときに、それを補完する役割を果たしてきた。もちろん、家族のある機能が損なわれたときに、直ちに社会保障制度がこれを補うわけではない。家族の自助努力で対応できるものは対応すべきであり、……。しかしながら、これらの自助、共助の努力では対応できず、国民全体でこれを支えることが必要となる場合には、今後とも社会保障制度によって対応していくことが必要となる。」厚生省・前掲書(註3) 一五三頁、「子育てや高齢者の介護などについては、個人の自立や家族の支え合いによって行われている部分は依然として大きい。しかし、今後は、……公的部門によって担っていかねばならない部分が多くなっていくことは確実である。ただし、この分野については個人や家族の役割が全くなくなることは考えられず、公私が相携えることによって、……安心して老後を過ごせるようにしていく必要がある。」社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築(勧告)」(一九九五年) 二三頁、「目指すべき福祉社会像として、公的保障中心の高福祉・高負担

型福祉社会、自助努力中心の低福祉・低負担型福祉社会、中間型の福祉社会のいずれを選択するかが重要な課題となるが、我が国としては、公民の適切な組み合わせによる適正給付・適正負担という独自の福祉社会の実現をめざすことが、国民のコンセンサスを最も得やすい方向ではないかと考えられる。高齢社会福祉ビジョン懇談会・前掲書(註3)一三三頁、「……高齢者や障害者もできる限り自立する努力をするとともに、家族による世話を全面的に公的責任に切り替えるというのではなく、家族による介護を公的に支援し、高齢者や障害者ができる限り在宅で生活することができるようにしていく必要がある。」

社会保障将来像委員会・前掲「社会保障将来像委員会第一次報告」(註3)一五頁など。

(5) 社会保障と家族の役割分担に関する文献は数多くあるが、ここでは特に関係の深いものを挙げておく。上野雅和「社会保障法と扶養義務」石川稔Ⅱ中川淳Ⅱ米倉明(編)『家族法改正への課題』(日本加除出版、一九九三年)五〇一頁以下、原田純孝「高齢化社会と家族―家族の変容と社会保障政策の展開方向との関連で―」東京大学社会科学研究所(編)『現代日本社会 6 問題の諸相』(東京大学出版会、一九九二年)八一頁以下、石川稔「社会保障制度と家族」隅谷三喜男(編)『社会保障の新しい理論を求めて』(東京大学出版界、一九九一年)一七七頁以

下、松嶋道夫「私的扶養と公的扶助」有地亨(編)『現代家族法の諸問題』(弘文堂、一九九〇年)三三三頁以下、堀勝洋「社会福祉における利用者負担」『社会福祉における公私の役割』『福祉改革の戦略的課題』(中央法規出版、一九八七年)六三頁以下/一三三頁以下、上野雅和「社会福祉における費用徴収と扶養問題―扶養義務者からの費用徴収―」『社会福祉研究三九号』(一九八六年)三二頁以下、第一八回社会保障研究所シンポジウム「社会保障をめぐる公私の役割」季刊「社会保障研究二〇」卷一(一九八四年)四頁以下、利谷信義「福祉と家族―老親扶養を中心として―」東京大学社会科学研究所(編)『福祉国家 4 日本の法と福祉』(東京大学出版会、一九八四年)一八三頁以下、佐藤進「高齢者扶養と社会保障」(一粒社、一九八三年)、深谷松男「私的扶養と公的扶助―親族扶養優先の原則を中心に―」中川善之助先生追悼「現代家族法大系3」(有斐閣、一九七九年)三三三頁以下、沼正也「全体としての扶養法秩序における私的扶養の地位」『親族法の総論的構造(新版)』(三和書房、一九七五年)九五頁以下、明山和夫「扶養法と社会福祉」(有斐閣、一九七四年)、西原道雄「社会保障法における親族の扶養」ジュリスト三〇一号(一九六四年)五二頁以下、小川政亮「社会保障制度との関連」中川善之助(編)『家族問題と家族法 V 扶養』(酒井書店、一九五八年)一五〇頁

以下、西原道雄「親族的扶養の法的保障(二)」法学協会雑誌七四巻二号(一九五六年)九九頁以下。

(6) 本稿で「公」とは、国および地方自治体を指すことにする。

(7) 社会保障と家族の扶養義務との緊張関係は、困窮者を救済する公的扶助において顕著に表面化する。例えば家族にケアされていない要扶養者に対して、社会保障給付がなされなかったとする。この場合、要扶養者を困窮状態のままに放置しておくことを肯定しないのであれば、何らかのケアが必要となる。この点、例えば企業などの他の主体が一切のケア責任を負うならば、公または家族の扶養義務は前提とされないことになる。しかしそれが期待できないということになれば、公もしくは家族のいずれか、またはその双方が困窮者を扶養しなければならぬ。すると、公または家族の一方が困窮者を扶養する義務を負い、もう一方による扶養は補足的なものとなるのか。それとも、公および家族は別順位の扶養義務を負うのか。あるいは、公および家族は常に重複して扶養義務を負っているのが問題となる。

この点は、親族の扶養義務が生活保護に優先することを規定している、日本の生活保護法四条二項の解釈をめぐっても議論されているところである。現行生活保護法は、民法上の扶養は生活保護に優先して行われるべきだとい

う建前を規定するにとどめたと通説は解している。すなわち、国は扶養義務者が扶養を怠っている場合でも、申請者に対して生活保護を支給し、後日生活保護法七七条により扶養義務者に求償しうることになる。参照、拙稿「生活保護と私的扶養義務」賃金と社会保障一三六号(一九九四年)三九頁。

(8) 「扶養」という言葉は、我が国では通常、「世話」をするといったサービス給付および経済的給付の双方を含む、広い概念として用いられることが多いといえよう。これに対して法律的に「扶養」とは、「資力のある一定範囲の親族から自分の資力では生活できない一定範囲の親族に対して行う経済的給付を指す」と解されている。参照、山脇貞司「老人(高齢者)介護と扶養法理」老人介護と相続法理研究会「老人介護と相続法理に関する研究報告書」(長寿社会開発センター、一九九三年)三〇頁。

この点アメリカでは、日本語において「扶養」と訳されている support, maintain および provide といった用語を、一般的に「世話をし養うこと」といった広い意味で使用している。このような理由で、親族による扶養以外の、例えば公的な支援に関しても、「公の扶養」と表現されている場合もある。本稿では、アメリカの例に倣って、「扶養」という言葉を特に親族による経済的給付に限定せず、広い意味で使用している。

- (9) 例えば一九九二年のOECD第二回社会保障担当大臣会議では、高齢者の長期介護問題が主要テーマの一つとなった。その結果一九九四年七月には「OECD高齢者介護の財政と供給に関するセミナー」が開かれている。このセミナーでは、長期ケアを必要とする要介護高齢者の増加は、ケアの中心的な担い手である家族に対して、無視できない影響を与えることが確認された。OECD, THE ANNUAL REPORT OF THE OECD 1994, at 81 (1995); OECD CARING FOR FRAIL ELDERLY PEOPLE 15-55 (1994). 厚生省大臣官房国際課(監) 海外社会保障動向研究会(編) 『海外社会保障動向 92-93』(ぎょうせい、一九九二年) 九頁、中村吉夫「高齢者介護の財政で各国レポート」週刊社会保障一八〇四号(一九九四年)六〇頁。
- (10) 各国の家族扶養に関しては、黒木三郎(監) 『世界の家族法』(敬文堂、一九九一年)が、概略を述べている。本稿で検討する問題と最も関連深い研究としては、老人介護と相続法理研究会・前掲書(註8) および同 『老人介護と相続法理に関する研究報告書 II』(長寿社会開発センター、一九九四年)が、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスおよび中国と日本との比較研究を行っている。大陸法系の扶養義務に関して本稿と関連深い論文としては、次の研究が示唆に富む。藤原正則「ドイツ法における親族扶養 (Verwandtenunterhalt) と社会保障の協働――第59回ドイツ法曹大会を中心として――」商学討究四六巻一号(一九九五年)二〇七頁以下、西原道雄「ドイツ公的扶助における家族共同体概念の成立―ドイツ家族法の一断面―」鈴木祿弥『五十嵐清』村上淳一(編)『概観ドイツ法』(東京大学出版会、一九七一年)二一九頁以下、小川政亮「ドイツ公的扶助における親族扶養義務の問題―特に世帯同一の場合を中心に―」日本社会事業短期大学研究紀要三号(一九五六年)三〇頁以下。
- (11) 英国において親族扶養が社会保障制度との関係で発生し発展した点については、次の先駆的研究を参照されたい。林迪廣『古賀昭典「公的扶助と家族扶養―英国扶助制度の発展を中心に―」』『現代社会保障法論』(法律文化社、一九六八年)二八四頁以下、西原道雄「英国国家扶助法における家族の扶養義務」神戸法学雑誌八巻三号(一九五八年)四五〇頁以下、山本(神谷)笑子「英法における扶養義務について」法學論叢五九巻五号(一九五四年)八一頁以下。
- (12) 長期介護を行う施設サービスの主体は「ナーシング・ホーム」である。その四分の三は営利団体によって経営されており、非営利団体または病院による経営は二〇%、公的主体による経営は五%である。ナーシング・ホームが、施設での長期ケアにおいて中心的役割を担ってきたため、ナーシング・ホームについては従来様々な問題が提起さ

れ、改革も試みられている。石田道彦「アメリカの長期ケアにおける利用者の権利とその実現」(一) 九大法学七一号(一九九六年)六一頁以下。

- (13) メディケイド (Medicaid, 低所得者医療扶助) は、低所得の高齢者などに対する医療扶助である [42 U.S.C. §1396 (1994)]. 他の公的扶助の受給者であることによって自動的に受給資格が生じる低所得者「カテゴリーカリー・ニーデー (categorically needy)」、この中の一部の者は、連邦政府のガイドラインによって、どの州でも必ずメディケイドの対象とされている」のみならず、莫大な医療費の支払いが原因で経済的困難をきたしてしまつた人々「メディカリー・ニーデー (medically needy)」、適用の有無は州の裁量に任されている」をも対象としている。社会保障法タイトルXIXに基づく制度であり、メディケア(註15参照)とともに一九六五年に創設された。本稿で詳しく検討するように、このメディケイドの費用負担について家族の扶養義務の有無が問われている。連邦政府はメディケイドの給付に要した各州の費用に対して一定割合の補助を行っており、各州が、連邦政府のガイドラインの下で、制度を運営している。しかし適用者の範囲から給付内容の決定に至るまで州政府には広範の裁量権があり、制度の内容は州によってかなり異なる。とはいえ、入院費、外来診療費、ナーシング・ホーム入

所費および在宅ケア費などは、最低限カバーされている。そこで、ナーシング・ホームに対する手当の支払いを通じて、メディケイドは多額の長期ケア費用を負担している。

- (14) THE PEPPER COMMISSION, U.S. BIPARTISAN COMMISSION ON COMPREHENSIVE HEALTH CARE, A CALL FOR ACTION, Final Report. (— EXECUTIVE SUMMARY) 92-104 (1990); 野口悠紀雄「デービッド・ワイズ(編)『高齢化の日本比較』(日本経済新聞社、一九九五年)二〇七頁以下、関川芳孝「アメリカ医療扶助(メディケイド)と施設サービス」季刊社会保障研究二六卷三号(一九九一年)二八五頁以下、宮崎尚「アメリカの高齢者介護政策の動向」海外社会保障情報九四号(一九九一年)一一頁。

- (15) メディケア (Medicare, 老人・障害者医療保険) は、六五歳以上の高齢者に対する医療保険である [42 U.S.C. §1395 et seq. (1994)]. これは連邦全体にわたる統一的な制度であり、高齢者の収入を要件としていない。社会保障法タイトルXVIIIに基づき、メディケイドとともに一九六五年に創設された。メディケアパートAと呼ばれる強制病院保険およびパートBの補足的医療保険から構成されている。パートAは、入院費、ナーシング・ホーム費、および退院後の在宅ケアにおける医療関係費などの一部を、六五歳以上の老齢年金受給者、障害年金受給者および慢性腎臓病患者に給付しており、連邦給与税により賄

われている。パートBは外来診療の費用などをカバーし、保険料を支払えば六五歳以上の者は誰でも被保険者となる、任意加入の制度である。メディケアでは、ナーシング・ホーム費に対する給付に日数の面などで制限があるため、高額なナーシング・ホームの費用に財産を使い果たし、メディケイドの対象となる Spending down のケースが少なくない。その他の公および民間の支援については第三章第一節1を参照。

(16) 本稿では、(County's right) "to recover" or "to reimburse"を、「求償(権)」または「償還を受ける(権利)」と訳している。

(17) "Treatment of Contributions from Relatives to Medicaid Applicants" Medicaid Manual Transmittal No.2, HCFA Pub. 45-3 Sec.3812, 1983-1 MEDICARE & MEDICAID GUIDE (CCH) ¶ 32, 457 (Feb. 1983).

(18) 一九九一年度の国別租税・社会保障負担の対国民所得比：アメリカ三六・二％、イギリス五〇・七％、ドイツ五〇・八％、フランス六二・六％、スウェーデン七四・五％、日本三八・七％(ドイツおよびフランスは一九九〇年の数値)、厚生省・前掲書(註3)一〇四頁。その他、公的医療保障制度のカバー率、およびホームヘルプサービスを利用している高齢者の割合などを国別に見た場合も、アメリカの数値は低い。厚生省高齢者介護対策本部

事務局(監)『新たな高齢者介護システムの確立について』(ぎょうせい、一九九五年)一四九頁。

(19) 主要なものとしては、老人介護と相続法理研究会・前掲書(註10)がある。同書の中でも、小石侑子「アメリカにおける老人介護をめぐる諸問題」、および吉田邦彦「アメリカにおける高齢者介護の諸問題」の二論文は、視点や力点のおき方が若干異なるものの、この問題について概括的に研究した先駆的論文である。この他次の文献が、家族責任法について簡単に触れているのみである。鈴木龍也「アメリカの家族法」黒木・前掲書(註10)三九九頁、樋口範雄『親子と法—日米比較の試み—』(弘文堂、一九八八年)二二一頁以下、尾高都茂子「アメリカ法における扶養義務」比較法研究八号(一九五四年)一一九頁。

(20) 高齢者扶養の研究は、アメリカにおいても、例えば親による子の扶養に関する研究と比べると、充分になされてはいない。我が国において、高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割に関するアメリカ研究が少ないのは、この点に起因するものと思われる。

因みに、アメリカにおいて代表的な法学の教科書であると言われているケースブックは、家族責任法に関して、いずれも約十頁を割らている。JAREEN, CASES AND MATERIALS ON FAMILY LAW 1301-09 (3d ed. 1992); H.D.KRAUSE, FAMILY LAW 1038-45 (3d ed. 1990);

H.H. CLARK, THE LAW OF DOMESTIC RELATIONS IN THE UNITED STATES 488-97 (2d ed. 1987).

- (21) 詳しくは第二章第一節「家族責任法の立法類型」において説明する。アメリカでは、同じ法の分野を指す言葉として、Family Responsibility Laws (家族責任法)、Filial Responsibility Laws (子としての責任法)、Relative Responsibility Laws (親族責任法)と、用語の使われ方は統一されていない。法文上は Family Responsibility という言葉が多用されているのに対して、論文の多くは、Filial Responsibility という言葉を用いているようである。しかし Filial という言葉は「子としての」という意味があるのに対して、州によってはこの法律により、兄弟および孫などの親族にも扶養義務を課している。このことから、ここではより一般的な用語である「家族」という言葉を使うこととし、「家族責任法」と訳すことにした。さらに、個々の条文を指す場合以外に、この法分野全体を指す場合もあるため、「家族責任」「規定」ではなく、「家族責任」「法」と訳した。
- (22) Idaho Code, General Laws, Title 32, Domestic Relations, Chapter 10, Parent and Child, 1002, Reciprocal duties of support (1996).
- (23) 家族に課された扶養義務の範囲は州によって異なり、連邦法をもって統一されてはいない。そこで各州が定める家族責任法を概括的に検討し、家族責任法をめぐる問題の全体像を把握しよう試みた。
- (24) 裁判例に関しても、本稿は、家族責任法に関するアメリカの莫大な量の訴訟すべてを網羅するものではない。しかし内容的に一般性のある問題が争われた各州の裁判例の他、カリフォルニア州の裁判例を時系列を追って検討することにより、全体的傾向を把握しよう努めるものである。
- (25) *Swapp v. Superior Court of Sacramento County*, 10 Cal. 3d 490, 111 Cal. Rptr. 136, 516 P.2d 840 (1973).
- (26) 日本民法は「親族」を、六親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族であると規定している(民法七二五条)。しかし本稿では「親族」という用語を「relative」の訳語として使用している。「relative」は、主として血族を意味するものとして用いられている。
- (27) 要扶養児童家庭扶助 (AFDC Aid to Families with Dependent Children) は「社会保障法タイトル IV (A) に規定された、親の不在、障害、死亡または失業によって養育を欠く一八歳未満の貧困児童の援助を目的とする世帯単位の現金扶助制度である。社会保障研究所(編)『アメリカの社会保障』(東京大学出版会、一九八九年)一七六頁。
- (28) この問題については、Baldus, *Welfare as a Loan: An*

Empirical Study of the Recovery of Public Assistance Payments in the United States, 25 STANL. REV. 123 (1973) が特に詳しい。本稿では取り上げないとはいえ、受給者の子が財産の法定相続人または財産の受遺者であった場合、子らが間接的な影響を受けうるという点は留意する必要がある。

(29) このほかに本稿と関連するものとして、生涯ケアと引き換えに財産を提供するという施設との契約、扶養契約に違反した場合の損害賠償、または囚人を拘禁した費用の親族に対する求償をめぐる問題などもあるが、本稿では取り上げない。

第一章 家族責任法の形成

困窮する家族の一員を扶養する義務を他の家族構成員に課す家族責任法は、一九九七年現在、アメリカの二九州において見られる。⁽¹⁾ 第一章では、こうした家族責任法の由来および歴史的展開を概観する。⁽²⁾ そして、家族責任法の性質をより正確に理解するために、アメリカにおける家族責任法の研究に倣って、アメリカ史以前に遡って家族責任法の沿革を辿ることにする。こ

のため第一節で法の起源を古代まで簡単に遡り、第二節では家族責任法がアメリカにおいて制定された後一九六〇年代後半に至るまでの施行状況を概説する。

第一節 家族責任法の起源

1 古代ヨーロッパ

家族の道徳的な扶養責任の起源としては、古代の道徳的教義である、旧約聖書のモーゼの十戒を挙げなくてはならない。十戒の一つは、子にその親を扶養することを求めるものであり、⁽³⁾ 現在まで連なるユダヤ・キリスト教社会の根源的な道徳規範である。これが家族の相互扶養義務として法定されたのは、三世紀のローマ社会である。⁽⁴⁾ ローマ社会が経験した農業経済から商業経済への激的な移行が、文化および社会構造を広範囲にわたって変化させ、扶養義務の法定化を促した。

具体的に見ると、ローマ社会以前の社会に支配的であった農業経済には、嫡出子および(特定の)妻の他、養子および奴隷をも含む大家族 *familia*⁽⁵⁾ が特に適合的であり、それが多数を占める傾向にあった。この家族構造は、厳格な階層社会、確

固とした財産関係、および社会生活全般に浸透した神聖観念を支えていたが、それによって支えられてもいた。そして拡大家族の父 (paterfamilias) が家族構成員を扶養し、他の家族構成員は、世襲財産の維持および増加に寄与していた。こうして農業経済における扶養は、社会を支える基盤となつてはいたものの、法的義務ではなく、道徳規範 (mores) として保障されていた。⁽⁶⁾

ところが軍隊の強化および商取引の急激な拡大に伴つて、自給自足の社会は崩壊した。またそのことは、貴族 (patricians) 支配に基礎をおく硬直した階級構造を解体し、社会の中でしきたりを受容させていた神聖なるものの力をも弱体化させた。大家族は、内外から崩壊の危機にさらされた。拡大家族の父の財政基盤も弱まり、家族構成員の扶養は困難となつていった。家族の相互扶助は、道徳規範のみでは確保困難となつていったのである。このため結局皇帝は、人々が扶養を求めて法に訴えることを認めることにより、家族の結束を維持しようとした。この問題についての最も古い皇帝の回答書は、一〇〇年頃のものである。そして三世紀のウルピアヌス (Ulpianus) の時代には、両親は子を扶養する法的義務を負うようになった。同時に、両親が扶養を求めてその子を法的に訴えることも認められた。こ

のように、それまでローマ社会を規律していた神聖な道徳規範に由来する相互扶養義務が、法定された義務へと変化していったのである。そして法定された扶養義務は、ローマ時代のみではなく、その後も拡大家族の維持を助けることになる。

2 中世から近世のヨーロッパ

(一) ヨーロッパ大陸

中世に入つても、農耕または手工業における生産性が高まるという利点から、二ないし三組の緑続きの家族、その奴隷、および奉公人からなる拡大家族が存在した。⁽⁸⁾ 個人にとつて最も確実な生計保障は、このような世帯の一員となることであつた。

ローマ法は南ヨーロッパで継受され、北部では、coastmen (慣習・慣行) に表される倫理観が家族の結束を強めていた。とはいえ、教会、宗教団体および公的機関などの他の機関が、貧困者のケアに関して一定の役割を果たしていた点を見ると、拡大家族も部分的には機能していなかったことが伺える。⁽⁹⁾

その後、夫婦一組およびその子以外の家族構成員を含む世帯の減少が一五世紀に始まり、一八世紀には核家族が支配的になつていった。こうして家族形態は変化したものの、南ヨーロッパ

ではローマ法、北ヨーロッパでもローマ法の影響を受けて発達した慣習により、家族間の扶養義務が規定されていた。つまり、個々人は、自己の資力のみに依存せねばならない状態にはなかった。親による子の扶養、子による親の扶養、さらには孫と祖父母の間の相互扶養が義務づけられていたのである。これらの規範は、その後の民事法の発達に影響を及ぼしているといわれている。⁽¹⁰⁾

アメリカ家族責任法の直接的起源の一端を見いだしうるのは、後に制定されたナポレオン法典である。ナポレオン法典では、成年子、その両親、他の直系尊属および養子が、要扶養者のニーズおよび扶養義務者の扶養能力に応じて、互いを扶養する義務を負っていた。⁽¹¹⁾ 同法は家族の結束を方向づけ、家族全体で最低限度の生活を保障することを求めた。ナポレオン法典は、現在アメリカのルイジアナ州に見られる、大陸法系の扶養規定の基礎となった。⁽¹²⁾

(二) 英国

(1) コモン・ロー

コモン・ローの支配する英国では、両親が高齢で自活できず貧窮していたとしても、子には両親を扶養する法的義務はなか

った。⁽¹³⁾ コモン・ローにおける扶養義務は、未成年子に対する親の義務、および夫婦間の義務であった(ただし当初は、夫のみが扶養義務を負っていた)。とはいえ、大陸法系の国々と同様、貧窮した両親を扶養する子の道徳的責任は認められていた。⁽¹⁴⁾ また、コモン・ローでも、成年子は明示の契約を締結することにより、両親を扶養する義務、または第三者が両親に供給した生活必需品の費用を支払う義務を負うことはあった。⁽¹⁵⁾ さらに場合によっては、黙示の契約により両親を扶養する義務を負っていた。例えば、被告(息子)の要請で原告(娘)が両親を五年間扶養した事例では、両親の扶養に要した費用について被告が原告に支払うとの子供間の黙示の契約を理由に、扶養費用のうち被告負担部分を、被告が原告に支払うよう判令されている。⁽¹⁶⁾ 一方、エクイティ上も、母親の埋葬にあたって、未成年子の一般後見人が、貧民墓地を避けるために埋葬費をその子の不動産から支払った事例で、子の法的および道徳的義務を考慮して、そのような埋葬費の支払いが認められている。⁽¹⁷⁾

また、コモン・ロー上は限られた範囲の家族間での扶養義務しか規定されていない英国でも、困窮者は通常、地縁または血縁からなる共同体によってケアされていた。中世の英国社会は、封建領主とその家臣との主従関係に代表される、共同体的土地

所有を基軸とした社会関係が形成された封建社会であった。地縁または血縁の紐帯によって、労働および生活における強固な相互扶助基盤がつくり出されていた。そして被支配者が支配者に人格的に拘束され、その命令に服従しなければならなかった代わりに、支配者は共同体の成員たる被支配者を保護する義務を負っていた。この相互依存関係が、共同体の成員にとつての生計保障機構となっており、その中で、未成年子、高齢者、さらには心身障害者の救済もなされていた。またこうした共同体の絆から離脱した者の救済は、キリスト教教会を中心とする慈善事業の手に委ねられていた。⁽¹⁸⁾

ところが一四世紀に入ると、商品経済が徐々に浸透し、加えて英国の人口が約四〇〇万人から約二五〇万人にまで減少したとされるペストの影響で、農業人口も減少した。これにより、自給自足の生活を基盤とする中世社会は、しだいにその根底から掘り崩されていった。⁽¹⁹⁾ さらに一五世紀から一六世紀にかけての数々の戦乱が前述のような社会構造を有した中世社会を解体し、共同体社会による救済機構も失われ、大量の貧民および浮浪者が発生した。そこでこのような貧民および浮浪者の問題に対処するために、テューダー朝の絶対王制が、国家規模での貧民対策に本格的に乗り出していったのである。

(2) 英国救貧法

(イ) 救貧立法

英国における最初の貧民対策法は、ペストによる浮浪者の増大に対応して一三九九年から五一年にかけて制定された労働者規制命令および法である。⁽²¹⁾ しかし政府は、貧困問題に対して消極的であった。しかも労働者規制命令および法は、物乞いおよび浮浪を禁止し処罰した懲戒的で弾圧的な規定であり、救貧立法というよりも、貧民抑圧立法であったといわれている。このため実際の救済は、依然として、政府ではなく教会または私的慈善事業によって提供されていた。教会が貧困者救援の第一のより所であり、第二がギルドまたは私的基金であった。しかし、これら私的資源が前述した社会の変化に対応できなくなるに従い、公的な財政援助の必要性がますます増大していった。そしてその必要性は、一六世紀後半にヘンリ八世が修道院を接收し、その財産を臣下に提供して、従来の貧困者救済の主要なより所を除去したことにより決定的となった。⁽²²⁾

こうして貧困者救援の私的資源が不足し、公的な支援が必要とされた英国では、一五三一年法に始まる、一連の救貧法が制定された。これらの救貧法では、稼働能力のある者となし者を分離し、前者には就労の機会を与え、後者には必要な扶助を行

った。一連の立法は、当初の単なる治安維持のための対策から、失業対策の一環へと徐々に発展していったのである。とはいえ、稼働能力がありながらも労働意欲のない者に対する処罰は苛烈をきわめていた。こうした状況において、公的財政援助を最も積極的に規定したのが、これら救貧立法を集大成した一六〇一年法、いわゆるエリザベス救貧法である。エリザベス救貧法を含む一連の救貧立法は、貧困問題に効果的に取り組もうとする、ほぼ三世紀にわたる政府の努力の成果であった。⁽²⁶⁾同時にこれらの法は、貧民の救済に対する国家の積極的な対応を初めて示したものであり、一六世紀以前にすでにその救済機能を喪失しつつあった教会、地域共同社会および家族に代わって、国家が前面に登場してきたことを象徴していた。⁽²⁷⁾そして一六世紀の諸立法を集大成したエリザベス救貧法は、一八三四年の救貧法改正に至るまで、英国救貧対策の指針となっていた。

(ロ) エリザベス救貧法

家族の扶養義務を救貧法に規定したのは、一五九七年のイングラント国会である。⁽²⁸⁾相互扶養の義務が課されていた主体は、当初親と子のみであったが、一六〇一年のエリザベス救貧法により、直系血族にまで拡張された。⁽²⁹⁾

エリザベス救貧法

「すべての貧困者、高齢者、視覚障害者、身体障害者、虚弱者又はその他の就労不可能な貧困者については、父及び祖父、母及び祖母並びに子は、十分な能力がある場合には、その責任において、当該貧困者をすべて救済し扶養しなければならぬ。救済及び扶養は、扶養可能な者又はその多数が住むカウンティの治安判事が、一般四季裁判所において評価する方法及び扶養料によってなされなければならない。当該扶養義務に違反した場合、不履行の状態にあった期間について、すべての者が毎月二〇シリングの罰金を支払わなければならない。」

本稿との観点で重要なエリザベス救貧法の特徴は、一連の救貧法が制定された前述の歴史的背景に起因した、家族の第一義的扶養義務の原則を定めていることである。⁽³⁰⁾ここでは、私的な義務が果たされた後でなくては、貧困者の扶養に公的資源を利用するべきではないとされていた。エリザベス救貧法の立法趣旨は、一般に、特定の親族に扶養義務を負わせることにより、公による扶助の経費負担を一部軽減するものと解されている。⁽³¹⁾そしてアメリカ家族責任法の大半は、こうしたエリザベス救貧

法に代表される、一六または一七世紀の英国教養法から発展したものである。⁽³²⁾

第一章第一節註

(1) Alaska Stat. §§25.20.030, 47.25.230 (1996); Cal. Fam. Code §§3910, 4400, 4410 (Deering 1997), Cal. Wel. & Inst. Code §§12350, 17300 (Deering 1997), Cal. Pen. Code §270C (Deering 1997); Conn. Gen. Stat. §46b-215 (1997); 13 Del. C. §503 (1996), 31 Del. C. §511 (1996); O.C.G.A. §36-12-3 (1996); Idaho Code §32-1002 (1996); Burns Ind. Code Ann. §31-2-9-1 (1996); Iowa Code §252.2 (1996); KRS Ann. §530.050 (1996); La. R.S. 13: 4731 (1997); Md. Family Law Code Ann. §§13-101, 102 (1996), Md. Health-Gen. Code Ann. §16-101, 102, 203 (1996); Mass. Ann. Laws ch. 273, §20 (1996); Minn. Stat. Ann. §256D. 15 (1996); Miss. Code Ann. §43-31-25 (1996); Mont. Code Ann. §40-6-301 (1995); Nev. Rev. Stat. Ann. §428.070 (1995); RSA §§167:2, 546-A:2 (N.H.Rev.Stat. Ann. 1996); NJ.Laws §44:1-139, 140, 141 (1996); N.C. Gen. Stat. §14-326.1 (1996); N.D. Cent. Code, §14-09-10

(1995); ORS §§109.010, 416.010-020, 416.030, 2919.21(A)(3) (1996); 62 P.S. §1973 (1996); R.I.Gen. Laws. §§40-5-13, 15-10-1 ~ 7 (1996); S.D. Codified Laws §25-7-27, 28 (1997); Tenn. Code Ann. §§71-5-103 (8), 71-5-115 (1996); Utah Code Ann. §17-14-2 (1996); 15 V.S.A. §202 (1996); Va. Code Ann. §20-88 (1996); W.Va. Code §9-5-9 (1996). フロリダ、テキサス、およびワイオミング州においては、家族責任法が定められたりはない。

(2) See generally Byrd, *Relative Responsibility Extended: Requirement of Adult Children to Pay for Their Indigent Parent's Medical Needs*, 22 FAM.L.Q. 87 (1988); and Garrett, *Filial Responsibility Laws*, 18 J. FAM.L. 793 (1979-80).

(3) 第四戒 "Honor thy father and thy mother that thy days may be long in the land that the Lord thy God giveth thee (あなたの父と母を敬え。これは、あなたの神、主が賜る地で、あなたが長く生きるためである。)" EXODUS (旧約聖書・出エジプト記) 20:12 (一九五五年訳)。Byrd, *supra* note 2, at 87; Lopes, *Filial Support and Family Solidarity*, 6 PAC.L.J. 508 (1975).

(4) See generally Houtte & Breda, *Maintenance of the Aged by Their Adult Children*, 12 LAW & SOC'Y.REV. 645, 646-49

- (1978).
- (5) *Id.* at 647, n.4.
- (6) そもそもローマ人は家庭問題を法廷に持ち込むことを嫌ったため、法的訴えは一般的ではなかった。*Id.* at 648.
- (7) *rescript* : 法律上の論点に関する法執行者の質問に対する、ローマ皇帝の返答。
- (8) *See generally* Houtte & Breda, *supra* note 4, at 649-51.
- (9) *Id.* at 650.
- (10) *Id.* at 650-51.
- (11) Art. 205 of the Napoleon; Succession of Guidry, 40 La.671, 673, 4 So.893, 895 (1888). ナポレオン法典二〇五―二〇九条。二〇五条第一項「子はニースのあるその両親及び他の直系尊属を扶養しなければならない。」
- (12) Patrick, *Honor thy Father and Mother: Paying the Medical Bills of Elderly Parents*, 19 U.RICH. REV. No.1, 69, 76 (1984).
- (13) *Americana Healthcare Center v. Randall*, 513 N.W.2d 566, 571 (1994); *Estate of Chrzan*, 353 N.E.2d 438, 440 (1976); *Albert Einstein Medical Center v. Forman*, 212 Pa. Super.450, 243 A.2d 181, 183 (1968); *State Welfare Comm'r v. Mintz*, 28 A.D.2d 14, 280 N.Y.S.2d 1007, 1009 (1967); *Couteau v. Couteau*, 192 Misc. 736,

- 740, 77 N.Y.S.2d 113, 116-17 (1948); *Howlett v. Social Security Comm'n.*, 347 Mo. 784, 790, 149 S.W.2d 806, 810 (1941); *Conant v. State*, 197 Wash. 21, 84 P.2d 378, 380 (1938); *Moss v. Moss*, 163 Wash.444, 1 P.2d 916, 918 (1931); *Wood v. Wheat*, 226 Ky. 762, 11 S.W.2d 916, 917 (1928); *Duffy v. Yordi*, 149 Cal. 140, 84 Pac. 838 (1906). *Garrett, supra* note 2, at 794; *Jones, The Problem of Family Support: Criminal Sanctions for the Enforcement of Support*, 38 N.C.L.R., 1, 22 (1959-60); *Riesensfeld, The Formative Era of American Public Assistance Law*, 43 CALIF. L.REV. 175, 199 (1955); 黒木三郎(監)『世界の家族法』(敬文堂、一九九一年)三〇九頁、尾高郁茂子「アメリカ法における扶養義務」比較法研究八号(一九五四年)一四頁以下。
- (14) *Thornsberry v. State Dep't. of Pub. Health & Welfare*, 365 Mo. 1217, 1223, 295 S.W.2d 372, 376 (1956).
- (15) *Ulrich v. Ulrich*, 136 N.Y. 120, 32 N.E. 606, 607 (1892).
- (16) *Wyman v. Passmore*, 146 Iowa 486, 125 N.W. 213, 214 (1910).
- (17) *In re Connolly's Estate*, 88 Misc. 405, 407, 150 N.Y.S. 559, 560 (1914).
- (18) *Riesensfeld, supra* note 13, at 178-180; 伊藤周平『社会

- 保障史 恩恵から権利へ』(青木書店、一九九四年) 四七―一五〇頁、田中英夫『英米法総論』上(東京大学出版会、一九九〇年) 五一頁以下、B・ロジャース(美馬孝人訳)『貧困との戦い―貧民法から福祉国家へ』(粹出版社、一九八六年) 一一―一二二頁、ウォルター・I・トラットナー(古川孝順訳)『アメリカ社会福祉の歴史』(川島書店、一九七八年) 四一―六頁、樫原朗『イギリス社会保障の史的研究』(法律文化社、一九七三年) 一四―一五頁。
- (19) Riesenfeld, *supra* note 13, at 179; ロジャース・前掲書(註18) 一一―一三頁、トラットナー・前掲書(註18) 六一―七頁、樫原・前掲書(註18) 一五―一八頁。
- (20) 一三八一年の農民一揆、ワット・タイラーの反乱、百年戦争(一三三七―一四五三年)、ばら戦争(一三九九―一四〇二年) など。
- (21) The Ordinance and Statute of Labourers of 1349-1351; 25 Edw.3, st.II (1350-1351), preceded by the Ordinance of Labourers, 23 Edw.3, c.I-VIII (1349). Lopes, *supra* note 3, at 510ff; tenBroek, *California's Dual System of Family Law: It's Origin, Development and Present Status*, 16 STAN.L.REV. 257, 270-72 (1964); 伊藤・前掲書(註18) 五〇―五四頁、トラットナー・前掲書(註18) 七一―八頁、樫原・前掲書(註18) 一六―一八頁。
- (22) Garrett, *supra* note 2, at 795; Lopes, *supra* note 3, at 509-10; Riesenfeld, *supra* note 13, at 179-80.
- (23) 22 Henry VIII, c.12 (1531).
- (24) 一五三六年法: 27 Henry VIII, c.25; 一五四七年法: 1 Edward VI, c.3; 一五七一年法: 14 Eliz., c.5; 一五七六年法: 18 Eliz., c.3.
- (25) 43 Eliz. 1, c.2, §VII (1601).
- (26) Lopes, *supra* note 3, at 509-11; tenBroek, *supra* note 21, at 258; Riesenfeld, *supra* note 13, at 177-81; ロジャース・前掲書(註18) 一一―一四頁、トラットナー・前掲書(註18) 七一―一二頁、樫原・前掲書(註18) 一八―二三頁。
- (27) tenBroek, *supra* note 21, at 260.
- (28) 39 Eliz. 1, c.3, §VII (1597).
- (29) Lopes, *supra* note 3, at 509ff; tenBroek, *supra* note 21, at 258ff; Mandelker, *Family Responsibility Under the American Poor Laws* (pts. I & II), 54 MICH.L.REV. 497, 500ff (1956) [hereinafter cited as Mandelker I or Mandelker II]; Riesenfeld, *supra* note 13, at 175ff.
- (30) Tully, *Family Responsibility Laws: An Unwise and Unconstitutional Imposition*, 5 FAM. L. Q. 32, 37-38 (1971); Riesenfeld, *supra* note 13, at 178.
- (31) 第三章第二節 I (一)「家族責任法の目的」参照。
- (32) Anonymous v. Anonymous, 26 N.Y.S. 597, 600, 176

Misc. 103 (1941) : E.ABBOTT, PUBLIC ASSISTANCE. 1
 AMERICAN PRINCIPLES AND POLICIES 155-163 (1966).

第二節 家族責任法の生成と発展

第二節では、アメリカにおいて家族責任法が制定されてから一九六〇年代に至るまでの、家族責任法の生成過程と発展状況を概説する。一九六〇年代以降は、高齢者ケアを支える社会保障制度が拡充し、社会が高齢者ケアを担っていったことにより、家族に扶養義務を課す家族責任法の利用は減少した。本節は、社会保障制度の充実とともに、社会保障との関係での家族の役割が模索されるようになる以前の、家族責任法の利用が増加傾向にあった時代についての説明である。

1 アメリカ家族責任法の制定

植民地における最初の救貧政策といえるものは、ニュー・イングランドのマサチューセッツ・ベイで出された一六三九年の命令⁽³³⁾である。法制度としては、最初の救貧法が、一六四二年に

ニュー・プリマスで制定された⁽³⁴⁾。コネチカットでは、マサチューセッツ救貧法に倣って、類似の救貧法が一六五〇年に制定されている⁽³⁵⁾。また南部の植民地、例えばヴァージニアでは、税を財源とした分配を困窮者に対して与えうる教区会の権限が、一六四三年法に規定され、その後救貧条項として修正されてゆく⁽³⁶⁾。この他中部の植民地では、オランダからの入植者が、困窮者をケアする役割を担うのは慈善事業および教会であると解していた。中部の植民地において、最初の救貧法が採択されたのは一六六一年である⁽³⁷⁾。

一七世紀末から一八世紀にかけては、公的扶助の領域において、多数の法が修正されている⁽³⁸⁾。その中で、直系親族は困窮した他の親族を扶養する第一順位の義務を負うことが、一六九二―三年にマサチューセッツ・ベイで初めて規定された⁽³⁹⁾。その後他の地域においても、家族に扶養義務が課されていった⁽⁴⁰⁾。こうして定められた各州の家族責任法には相違点があるものの、家族責任法の大半は、エリザベス救貧法に僅かな変更を加えたものであった⁽⁴¹⁾。例えば祖父母もしくは子を扶養義務者から除くことにより、家族責任の範囲を狭く規定する州がある一方で、貧困者の孫もしくは兄弟姉妹を扶養義務者に含めて、責任の範囲を広く規定する州もあった⁽⁴²⁾。ニューヨーク州では、一七八四年

および一七八八年に植民地時代の救貧法が廃止され、困窮者に対する法がエリザベス救貧法を参照して新たに制定された。⁽⁴³⁾本稿で重点的に検討するカリフォルニア州の法制度は、ニューヨーク法の影響を受けたものである。⁽⁴⁴⁾こうして英国救貧法に規定された家族責任の精神が、アメリカ家族責任法においても引き継がれた。

家族責任法は、このように一七世紀末から定められていったものの、一八世紀および一九世紀のアメリカは、農業主体の社会であり、家族責任法はそれほど利用されていなかった。これが二〇世紀に入ると、社会経済的状况が変容したため、家族責任法の利用は活発化したのである。⁽⁴⁵⁾

2 家族の変化と家族責任法

二〇世紀に入って産業化が進むと、裁判所は家族責任法を適用して家族に扶養義務を課してゆくようになり、この傾向は社会保障制度が拡充された一九六〇年代に至るまで続くこととなった。しかし家族責任法の適用される事例が増加する一方で、社会の変化は、同時に様々な問題を生み出した。そのため、家族責任法に対する、法学者およびソーシャルワークの専門家な

どによる批判が高まっていった。もとより、一八世紀ごろのアメリカ人も、親を扶養する法的義務を子に課すことに否定的ではあつた。⁽⁴⁶⁾アメリカという新しい社会では過去よりも将来が崇拜され、自由の空気は個々人を重視したからである。とはいえ農業を主体とした社会経済的状况は、社会の扶養観と家族責任法の対立を遅らせ、その対立は二〇世紀に至ってから表面化することになったのである。

(一) 家族規模の縮小

家族責任法に対する批判を高めた最も重要な変化は、農業社会から産業社会への移行と、それに起因した家族規模の縮小である。⁽⁴⁷⁾農業社会においては、たいてい高齢者が家族の財産を所有しており、その稼働力が衰えた後も、経済力および家族に対する支配力を保持していた。おおかたの経済活動が、個人単位ではなく世帯単位で行われていたからである。ところが産業化とともに、工場雇用の可能性が若者を家族に直接的に依存しなければならぬ状況から解放し、地域移動および社会移動の活発化が家族の結び付きを弱めた。さらに、農業社会から産業社会への移行、およびこれに伴う農村から都市への若者の移動などが、拡大家族を衰退させた。そしてその結果である核家族構

造は、拡大家族に比べ、相互扶養能力に欠けているのである。⁽⁴⁸⁾

家族構造の顕著な変化としては、子の減少も挙げられる。平均的家族における子の人数は、一九一〇年には四・五人であったが、一九六〇年には二・五人に減少した。⁽⁴⁹⁾ こうした子の減少は、それぞれの子が担う扶養負担の増加を意味している。そこで扶養能力が低下したにもかかわらず、依然として扶養義務が課されたことにより、家族扶養の弊害が表面化し、家族責任法に対する人々の批判が高まった。

(二) 高齢者の増加

次に挙げるべき重要な変化は、絶対数および割合ともにかつてないほど増加した高齢者数である。一九〇〇年には、六五歳を越える人口は約三〇〇万人であったが、一九七〇年には約二千万人となった。これは六倍以上の増加であり、一般人口の増加率の二倍にあたる。また六五歳を越える者の割合も、一八五〇年には総人口の二・一％でしかなかったが、一九〇〇年には四・一％、一九七〇年には九・八％に上昇した。⁽⁵⁰⁾

この人口構造の変化は、いくつかの絡まりあつた要素に起因している。⁽⁵¹⁾ 基本的なものとしては出生率が低下したこと、および平均寿命が伸びたことなどが挙げられる。この他、移民の影

響も見逃せない。一般的に、高齢化に関する移民の影響は他の要因と比較して重要ではなかった。しかし二〇世紀初めに移住してきた当時は若者であつた多数の移民が、二〇世紀半ばには、人口を高齢化させる要因となった。

高齢者の数および割合が僅かであつた時代には、両親の扶養に関する子の感情または能力が問われる機会は少なかった。家族が高齢者を扶養する上での諸問題に直面するに従い、家族による扶養という観念が、鋭く問われるようになった。

(三) 長寿化の影響

一八世紀には三五歳でしかなかった平均寿命は、一九〇〇年には四九歳、そして一九七〇年には七〇・八歳にまで伸びた。こうした長寿化が家族に扶養義務を課すインセンティブとなつたのだが、同時に、子の扶養義務を否定する次の見解の理由ともなっている。⁽⁵²⁾

第一に、長寿化によって、子が高齢親をケアする期間が長期化した。そこで扶養義務を負う子の負担は、一八世紀と比べ多大なものとなっており、同じ扶養義務とはいへ、その負担する内容が変化したことになる。はたしてそのような負担まで子に担わせてよいものかと疑問視されている。第二に、八〇歳を越

える高齢者の場合、その子もまた高齢である。このことから、平均寿命が伸びたことよって引き起こる問題を見過ごしている連邦および州政府の態度は、成年子の権利およびニーズを犠牲にして、連邦および州の財政赤字を削減しようとする過酷なものであると主張されている。

(四) その他の要因

社会保障制度を充実させていった点も、家族責任法に対する批判を高める一因となった。⁽⁵³⁾二〇世紀に至るまでは、高齢者の貧困は、主に、老後の生活に備えることなく、財産を浪費した結果であると考えられる場合が多かった。しかし貧困に至る社会的原因が明らかにされ、多くの高齢者が貧窮状態を回避できない状況にあることへの認識が深まっていった。そして、困窮問題に対する理解の浸透、および共感の増大に伴い、高齢者ケアの費用を公的財源から支出することへの抵抗が減少したのである。

次に、アメリカにおいて宗教の重要性が衰えた点も挙げるべきであろう。宗教の影響力は明確にはできないが、親の扶養に対する子の態度を変化させた要素として、信仰心の厚い者の減少が指摘されている。⁽⁵⁴⁾加えて、歴史的に教会は高齢者を救済し

ており、高齢者自身も、物理的のみならず精神的に宗教に支えられていた。教会の役割が低下するとともに、こうしたケアに期待することが難しくなった。

3 財政の悪化と家族責任法

二〇世紀初頭においては、家族責任法に対する批判もあつてか、家族責任法の利用は一定程度に抑えられていた。しかし一九三〇年代になると、公的扶助費の急増によって、家族責任法の利用は加速されることになる。家族責任法に対する批判とは裏腹に、以下の状況下において、家族責任法を根拠に、積極的に家族に扶養義務が課されていったのである。

一九二九年一〇月の株価大暴落にはじまる一九三〇年代の大不況をきっかけとして、一九三五年、老齡扶助プログラムが社会保障法に規定された。これは、困窮した高齢者を扶助する州に対して連邦政府が補助金を交付する公的扶助制度である。⁽⁵⁵⁾この制度において州が連邦政府の補助金を受けるためには、州は高齢者のニーズおよび扶助受給資格を認定するにあたって、親族による扶養が可能かを考慮せねばならなかった。⁽⁵⁶⁾そこで三四州が家族の扶養義務を明確に法定し、一五州が規定は無い

ものの、高齢者の「資力」を計算するにあたって家族からの扶養を考慮するなどの運用を行った⁽⁵⁸⁾。家族の扶養義務を明確に否定したのは二州のみであった。大半の州が、社会保障制度に優先する子の老親扶養義務を前面に出したのである。既に家族の扶養義務を規定していた州においても、老齡扶助プログラムによって、家族責任法の利用が促されたことになる。しかし、家族に扶養義務を課す家族責任法に対しては、研究者による批判が高まった⁽⁶¹⁾。このため、老齡扶助プログラムの制定のみをきつかけとして、家族責任法が積極的に運用されていったわけではない。家族責任法の利用は、さらなる社会保障支出削減の必要性から進められていったのである。

家族責任法の運用に対する関心を一挙に高めたのは、第二次世界大戦とともに急増した公的扶助費を削減する必要性である。戦後は家族責任法の利用を促進するための、家族責任法およびそれに関する政策の明確化がなされた時期として特徴づけられる⁽⁶²⁾。家族責任法に関する裁判上の紛争も、一九三〇年代から一九六〇年代後半ないし七〇年代に至るまでが最も多い。裁判所は、困窮した老親を金銭的に扶養するよう子に命令する際、家族責任法をしばしば適用していた。そしてそれらの判決においては、家族責任法は、金銭的扶養が可能な親族に一定の負担

を求めることによって、貧困者を支援する州および地方当局の負担を軽減するものであると判示されていた⁽⁶³⁾。

この時期、裁判所で争われた事例が比較的多かったとはいえ、そのことは、家族責任法が多用された状況の一端を示すものではない。行政機関はこの時期、家族に扶養義務を課すために、家族責任法を積極的に運用していた。こうした情況は、一般扶助制度に関する一九四九年の調査結果における次の記述から窺える⁽⁶⁴⁾。「クライアントを扶養することを扶養義務を負う親族に強制するために、裁判所を利用した行政機関は少ない。しかし行政機関は、扶養能力があらながらも扶養を行っていない親族が存在する場合は、手当の支給を時に拒否していた。そして親族からの拠出を確保するために、あらゆる手段がとられていた。」

以上家族責任法の史的展開の概略を一九六〇年代まで辿った。コモン・ロー上は、老親を扶養する義務を子が負わない英国およびアメリカでも、公費削減の要請から、家族に扶養義務が課されていった。そしてアメリカでは、家族責任法の運用は、その後も社会保障政策に左右されていた。

一九六〇年代以降は、連邦社会保障政策の充実に従い、家族

責任法は一時死文化した。しかし近時、高齢者ケアにかかる費用抑制の要請から、家族責任法が再度注目されている。そこで家族責任法の強化を訴える見解と、逆にその廃止を主張する見解とが再び対立するにいたっている。こうした社会保障と家族責任法との交錯については、掘り下げた検討を行うために、第三章および第四章において改めて考察する。そこで第二章においては、第三章以下の研究の前提となる家族責任法そのものの理解を深めるために、家族責任法の枠組を明らかにしてゆく。

第一章第二節註

- (33) 1 MASSACHUSETTS BAY RECS. 264 (Shurtleff ed. 1853); Riesenfeld, *supra* note 13, at 205-09.
 救貧法の制定にあたって各州が進った多様な道筋については、ABBOTT, *supra* note 32; tenBroek, *supra* note 21; Riesenfeld, *supra* note 13 参照。特に Riesenfeld の論文は、各地域毎に年代を追って詳細に研究したものである。植民地の救貧法およびその成立を促した歴史的背景についての邦語文献としては、トラットナー・前掲書(註18)一五―二八頁、および一番ヶ瀬康子『アメリカ社会福祉発達史』(光生館、一九六三年)一一二―二五頁参照。

- (34) 11 PLYMOUTH COLONY RECS. 40, 41 (Pulsifer ed. 1860); Riesenfeld, *supra* note 13, at 203-05. プサチナーセツ・ペイ植民地における救貧法の発展は、ニュー・ブリマスと同様の経緯を辿っている。

- (35) 1 PUBLIC RECORDS OF THE COLONY OF CONNECTICUT 138, 154, 216 (Trumbull ed. 1850); Riesenfeld, *supra* note 13, at 209-12.

- (36) 1 HENING'S VIRGINIA STATS. AT LARGE 242; Riesenfeld, *supra* note 13, at 214-17.

- (37) O'CALLAGHAN, LAWS AND ORDINANCES OF NEW NETHERLAND, 1638-1674, 216 (1868); Riesenfeld, *supra* note 13, at 214-17.

- (38) Riesenfeld, *supra* note 13, at 223ff.

- (39) Act for regulating of townships, choice of town officers, and setting forth their powers (1692-3), 89; 1 ACTS AND RESOLVES OF THE PROVINCE OF THE MASSACHUSETTS BAY COLONY 64ff (1869); Riesenfeld, *supra* note 13, at 225-26. ニュー・インクランズのプサチナーセツ・ペイは、救済規定の確立において先駆的存在であった。

- (40) Riesenfeld, *supra* note 13, at 226-32. Abbott, *Abolish the Pauper Laws*, 8 SOCIAL SERVICE REV. 1, 15 n.17 (1934) (後述する老齢扶助プログラムが制定される直前の一九三四年の時点では、以下の三六州の救貧法において、

困窮した家族を扶養する他の家族構成員の義務が定められていた：Alabama, California, Colorado, Connecticut, Delaware, Florida, Georgia, Idaho, Illinois, Indiana, Iowa, Kentucky, Louisiana, Maine, Massachusetts, Michigan, Minnesota, Mississippi, Montana, Nebraska, Nevada, New Hampshire, New Jersey, New York, North Dakota, Ohio, Oklahoma, Oregon, Pennsylvania, Rhode Island, South Dakota, Utah, Vermont, Washington, West Virginia, and Wisconsin.)

- (41) Riesenfeld, *supra* note 13, at 229, 232-33. 植民地における他の救貧法の模範となったマサチューセッツの規定は、エリザベス救貧法を模倣したものだと言われている：ABBOTT, *supra* note 32, at 157. また例えば、前述のマイダホ州の規定（序章）(一)「アメリカ家族責任法における家族の役割」と「エリザベス救貧法（本章第一節）(二)(2)（ロ）「エリザベス救貧法）」とを比較されたい。

- (42) Lopes, *supra* note 3, at 512. エリザベス救貧法と同様：ペンシルベニア：Riesenfeld, *supra* note 13, at 229. 扶養義務を孫にまで拡大：マサチューセッツ・ベイ、コネチカット、デラウェアのカウンティ、ニュージャーシー、サウスカロライナ：Riesenfeld, *supra* note 13, at 225, n.309, at 227, 230, 231. 当初孫にも扶養義務を課していたイリノイ州では、その後兄弟姉妹にまで義務の範囲を

拡大している：ABBOTT, *supra* note 32, at 156. これに対してニューヨーク州では、当初扶養義務を孫にまで拡大してはいたものの、一八二〇年に、祖父母および孫を扶養義務者から外してはる：tenBroek, *supra* note 21, at 294, 296.

- (43) N.Y.Sess.Laws 1784, ch.35; N.Y.Sess.Laws 1788, ch.14, 15, 31, 62; tenBroek, *supra* note 21, at 291-98.

(44) *Id.* at 291. 本稿で詳しく検討するカリフォルニア州において家族の扶養義務が規定されていた過程については、tenBroekの論文が詳しい。

- (45) Lopes, *supra* note 3, at 509, 514ff.

- (46) *Id.* at 514.

- (47) *Id.* at 514-15.

(48) 第一次大戦後のアメリカの状況について、一番ヶ瀬・前掲書（註33）一五八—一六〇頁も参照されたい。

- (49) Lopes, *supra* note 3, at 516.

(50) *Id.* at 515. 六五歳以上の人口は、一九九四年には三三・一五万人になっている。六五歳以上の人口の割合は、一九九四年には、二一・七%となっており、二〇五〇年には二〇・八%になると推計されている（中位推計）。UNITED NATIONS, DEMOGRAPHIC YEARBOOK, Table 7 (1994)；UNITED NATIONS, WORLD POPULATION PROSPECTS, THE 1994 REVISION, Table A.33, United States of America.

- (51) Lopes, *supra* note 3, at 515-16.
- (52) *Id.* at 516; Byrd, *supra* note 2, at 99; Steinmets, *Parent to Child - Child to Parent, Obligation and Abuse in America*, 4 DEL.LAW. 20, 22-24 (1985); 合衆国商務省セソサス局(編)『現代アメリカデータ総覧1990』(原書房、一九九一年)七二頁表一〇三。
- (53) Lopes, *supra* note 3, at 516-17.
- (54) 家族責任に関する書物の中では、法以外の領域では、宗教との関連で論じたものが一般的に多い。H.C. SIMMONS & V.S. PIERCE, PASTORAL RESPONSES TO OLDER ADULTS AND THEIR FAMILIES: AN ANNOTATED BIBLIOGRAPHY (1992).
- (55) 老齢扶助プログラム (OAA: Old Age Assistance); Act of Aug 14, 1935, ch.531, §1 et seq., 49 Stat. 620, reproduced at 42 U.S.C. §301 et seq. (1970). Lopes, *supra* note 3, at 512; Hart, *The Responsibility of Relatives under the State Old Age Assistance Laws*, 15 SOC. SERVICE REV. 24ff (1941); 菊池馨実「アメリカにおける社会保障制度の形成(一)／(三)」北大法学論集四〇巻三号(一九九〇年)七二七頁／四一巻一号(一九九〇年)二〇三―二〇四頁。
- (56) Hart, *supra* note 55, at 24.
- (57) *Id.* at 25, n.2 (Alabama, Alaska [later], California, Connecticut, Delaware, District of Columbia, Hawaii [later], Illinois, Indiana, Iowa, Kansas, Kentucky, Louisiana, Maine, Maryland, Massachusetts, Michigan, Minnesota, Mississippi, Nebraska, New Hampshire, New Jersey, New York, North Dakota, Ohio, Oregon, Pennsylvania, Rhode Island, South Carolina, Vermont, Virginia, Washington, West Virginia, and Wisconsin).
- (58) *Id.* at 46-52, and at 25, n.3 (Arizona, Arkansas, Colorado, Florida, Georgia, Idaho, Missouri, Montana, Nevada, New Mexico, North Carolina, Oklahoma, South Dakota, Tennessee, and Wyoming).
- (59) *Id.* at 25, n.2 (Texas and Utah).
- (60) Lopes, *supra* note 3, at 512. 既に家族責任法が定められていた各州(註40参照)に加えて、コロンビア特別地区、カンザス、メリーランド、サウスキャロライナ、およびヴァージニア、そして後にアラスカおよびハワイにおいて、老齢扶助プログラムを機に家族責任法が定められた。ユタにおいては、反対に家族の扶養義務が削除された。
- (61) Abbott, *supra* note 40, at 15; A.L.SCHORR, FILIAL RESPONSIBILITY IN THE MODERN AMERICAN FAMILY, US DEPT. OF HEALTH, EDUCATION AND WELFARE, SOCIAL SECURITY DIVISION OF PROGRAM RESEARCH (1960).
- (62) SCHORR, *supra* note 61, at 23; Lopes, *supra* note 3, at 512.

- (63) 本章第一節2 (一)(2) (ロ)「エリザベス救貧法」、および第二章第二節1 (一)「家族責任法の目的」参照。
- (64) 一般扶助制度 (GA: General Assistance) は、他の扶助制度、または社会保険プログラムなどによって援護されない人々に手当を支給することを目的とした公的扶助である。州または地方政府が独自に財源を支出し、かつ実施するプログラムである。扶助の種類はそれぞれの州および地方によって異なっており、現金扶助、現物扶助、ならびに現金および現物の扶助など多様である。各州が独自に負担し運営していることから、多くの一般扶助制度は、家族責任法を定めるものが多⁵。
- (65) Mandelker I, *supra* note 29, at 502, n.14.

第二章 家族責任法の枠組

第一章では、公的扶助費の削減などを理由に高齢者を扶養する義務を家族に課していったアメリカの歴史を概観した。本章では、第一節で、各州が規定する家族責任法の類型化、および家族責任法をめぐって提起されている紛争の類型化を通じて、家族責任法の分類を試みる。次に第二節で、家族責任法の適用

をめぐる諸問題の検討を通じて、家族責任法の構造と機能を明らかにしてゆく。こうした家族責任法の具体像を探る作業によって、アメリカにおいて、家族、なかでも子の負担する扶養義務の性質、および、扶養義務を課すことによって生じる問題を明らかにしてゆく。

第一節 家族責任法の形態

1 家族責任法の立法類型

(一) 規定方法

コモン・ロー上の家族の扶養義務は、夫婦間の扶養義務および未成年子を扶養する親の義務であった。アメリカでは、家族責任法が、家族のなかの困窮者を扶養する義務をその他の家族に課していった。⁽¹⁾ 一九九七年現在、二九の州に家族責任法が見られる。各州の家族責任法は、ナポレオン法典から発展したルイジアナ州を除いて、エリザベス救貧法から発展しており、⁽²⁾⁽³⁾ 法の内容は概ね類似している。⁽⁴⁾

家族の扶養義務は、家族法に定められていることが最も多く、次に公的扶助および医療といった社会保障法、そして刑事法な

どに見られる⁽⁵⁾。しかし家族法に定められていても、公的機関が困窮者に支給した社会保障の給付費用を他の家族構成員に求償しうることを定めた規定もある⁽⁶⁾。他方で社会保障法に定められていても、家族の相互扶養義務のみを定めた規定もあり⁽⁷⁾、どういった法律に定められているかということをもって、家族の扶養義務の性質を探ることは難しい。そこで家族に扶養義務を課した家族責任法を内容別に見ると、おおよそ以下のものに分類しうる。

第一は、家族の相互扶養義務を定めたものである。例えば旧カリフォルニア州民法典二〇六条がこれにあたる⁽⁸⁾。第二は、公的機関の家族に対する求償権を規定したものである。これには、公的機関が困窮者に提供した社会保障の給付費用を他の家族構成員に求償しうることを定めたもの⁽⁹⁾、およびカウンティに対する一定額(例えばミシシッピ州では月一五〇ドル)の支払義務を、予め困窮者の扶養可能な家族に課すものなどがある⁽¹¹⁾。一般的に求償を規定するもの、または公的扶助、社会福祉、社会保険、医療・公衆衛生といった諸領域において個別的に規定するものなどがある。第三は、家族による扶養の有無を基準に社会保障給付を実施するか否かを決するといった形で、間接的に家族に扶養義務が存在することを前提としている規定である。扶

養義務者が存在する場合は社会保障の支給制限を行う規定⁽¹²⁾、扶養義務者が存在しないこと、存在しても無資力または扶養を怠っていることを、社会保障給付の支給要件とする規定などである⁽¹³⁾。そして第四は、扶養を行わなかった親族に刑罰を課す規定である。例えばカリフォルニア州刑事法典二七〇C条がこれにあたる⁽¹⁴⁾。

アメリカにおける家族の扶養義務は、公的機関の求償権を定める第二類型として規定される場合が最も多い⁽¹⁵⁾。いわば求償型の規定が、家族責任法の典型である。さらに求償型の規定は、困窮者にまず社会保障を給付し、その費用を公的機関が徴収する仕組みとなっている。このため、困窮者が困窮状態に陥ったまま放置されることを、求償型の規定は回避しうる。そこで求償型の規定は、家族間での扶養請求の困難さに鑑みると、困窮者の当面の利益を最も尊重しうるものである。したがって、本稿で家族の扶養義務を考察するにあたっては、こうした求償型の規定を重点的に分析する。

(二) 民法典と社会福祉制度法典との関係

家族の扶養義務は、こうして各種の法律に見られるものの、それぞれの州では、一つの法律のみに規定されている場合が多

い。しかしカリフォルニア州のように、民法典、社会福祉制度
 法典、および刑事法典それぞれにおいて定められている州もあ
 る。⁽¹⁶⁾この場合、それぞれの相互関係が問題となるが、裁判所の
 判断は、Swopd 最高裁判決において下されている。⁽¹⁷⁾

Swopd 判決は、まず Simmons 判決の次の判断を踏襲している。⁽¹⁸⁾

「民法典二〇六条は、公的機関に対する責任を困窮者の子に何
 ら課していない。これに対して社会福祉制度法典は、困窮者を
 扶助したカウンティに対する親族の義務を規定するのみならず、
 カウンティが親族から償還を受けるための手続も規定している。
 そこで、責任を負う親族に対する公的機関による求償について
 は、社会福祉制度法典によって全て規定することを立法者が意
 図していた点は明白である。裁判所が（公的機関の）求償権を
 民法典二〇六条に見いだす適切な根拠はない。」そして Swopd
 判決は、これに加えて、「社会福祉制度法典二二一〇〇条およ
 び二二一〇一条は、民法典から完全に独立している。高齢者に
 手当を支給したカウンティが、支払い義務を負う子から扶助費
 用の償還を受ける権利は、社会福祉制度法典の関連条項のみに
 よって創設されている。加えて、民法典二〇六条に基づいて親
 が子に対して持ついかなる一般的な権利も、カウンティによつ
 て代位されえない。」と判示した。⁽²¹⁾両者の関係については、判

例および学説上様々な見解が対立していた。そしてこの議論を
 收拾したカリフォルニア州最高裁は、このように、民法典と社
 会福祉制度法典とは相互に独立しており、前者は一般的な家族
 の相互扶養義務、後者は公的機関との関係での家族の扶養義務
 を規定していると解している。

2 家族責任法をめぐる紛争類型

様々な形で争われている家族責任法をめぐる法的紛争は、主
 に以下の三類型に分類しうる。第一は、要扶養者がその家族に
 対して扶養義務の履行を直接的に請求する、直接請求型である。
 第二は紛争の中心となっている求償型で、さらに次の三つに分
 類しうる。一つは、公的扶助費などの社会保障給付費用の家族
 に対する求償が争われる事例、二つには、公的施設で要した費
 用の家族に対する求償が争われる事例、三つには第三者が要扶
 養者のために支払った費用の家族に対する求償が争われる事例
 である。そして第三は、刑事責任を争う、刑事責任追及型であ
 る。

(一) 直接請求型

直接請求型の訴訟では、家族責任法を根拠に、親が直接子に
対して、自らが必要とする費用を扶養料として請求している。
この種の訴訟の数は多くはないが、家族責任法の性質を深求す
るにあたっては、注意を要する紛争類型である。例えば以下の⁽²²⁾
ように、家族間で扶養が直接的に請求されている。

Ennis 事件は、家族責任法についてロードアイランド州最高
裁で争われた初めての事件であった。そこでは、母親を適切に
扶養する義務を息子に課す命令を求めて、七〇歳の母親が息子
を訴えた。家庭裁判所は、母親へ毎月一二五・六ドルを支払う
よう息子に命じた。これに対して最高裁は、両親は子による扶
養を請求する権利をもつが、本件の「証拠からは息子に扶養能
力があることは証明されない」として、判断を覆している。

Patrick 事件では、困窮した六五歳の母親が、二人の息子と
二人の娘に対して、自己を扶養するよう請求した。娘への請求
は、娘には扶養能力が無いと判断されて却下された。息子は、
家および家具を所有する母親は困窮者ではないと主張した。し
かし少年家族関係裁判所はこの主張を斥け、「原告の現有財産
は必需品であり、換金できるものではない。したがって、子か
ら金銭を得られなければ原告の扶養は公的負担となるので、原
告は困窮者である」と判示し、母親の請求を認容した。そして

それぞれの息子に、母親を扶養するために月四一ドルを拠出す
よう命じた。しかし一方で、「子はカウンティの福祉局と同様、
母親の財産に対して抵当権を設定することにより、提供した金
銭の返済を確保しうる」と述べている。⁽²⁴⁾

家族の扶養を直接的に請求しうる要扶養者を認定する場合に
も、社会保障受給者となりうる困窮者であるか否かを基準に判
断している点は、アメリカにおける家族の扶養義務の特質を示
すものである。

(二) 求償型

(1) 公的扶助費用の家族に対する求償

困窮者に支給した公的扶助費用の償還を求めた、家族に対す
る求償をめぐる訴訟は、家族の扶養義務が争われた事例の中で、
最も頻繁に提起されている。家族の扶養義務は、老齢扶助、視
覚障害者扶助、障害者扶助、要扶養児童家庭扶助、一般扶助、
またはメディケイドといった、その時々様々な公的扶助制度
に規定されている。なかでも、高齢者に対して給付された老齢
扶助費用の、家族に対する求償をめぐる訴訟が最も多く提起さ
れている。これらの訴えは、親に支払った扶助費の償還を求め
てカウンティが子に対して提起したもの、および親の受けた扶⁽²⁵⁾

助に要した費用の償還を子に求めた福祉局の命令を争って、子が提起したものなどである。⁽²⁶⁾ 本稿ではこの事例を中心に検討を進めているため、具体例については後に述べるそれぞれの箇所を譲る。

(2) 公的施設で要した費用の家族への請求

これは公的施設、特に精神病院などに入所させられている家族の一員に費やされた病院経費の支払いを、病院が他の家族構成員に求める形で提起されるもので、二番目に多い訴訟の形態である。⁽²⁷⁾ この事例は、公的に支出した費用を負担するよう家族に求める求償型であるという点では(1)の事例と同様である。しかし裁判所の判断の傾向が、(1)とは異なっている。

第四章で述べるように、これ以外の事例においては、家族に扶養義務が課される傾向にある。これに対してこの種の紛争では、施設入所の目的が社会防衛であるという理由から、家族の扶養義務を否定した裁判例が見られ、他の事例とは大きく異なっている。具体例は、後に検討する。

(3) 第三者による家族への求償

この種の訴訟では、第三者が要扶養者のために支払った費用

が家族に求償されている。⁽²⁸⁾ 例えば *Americana* 事件では、高齢者が民間病院に入院するための費用を支払うためにメデイケイドを申請したものの、当該高齢者には信託財産があるとして、メデイケイドの支給が否定された。しかし本人および家族が入院費用を支払わないまま、当該高齢者は死亡した。このため、高齢者の信託財産の受託者でもあった息子に対して、病院が、子の老親扶養義務を定めるサウスダコタ法典二五―七―二七条を根拠に、医療費の支払いを求めた。病院側の請求が認容されたために、息子は同法の違憲性を争って上訴したが、サウスダコタ最高裁判所はこれを棄却した。最高裁は、サウスダコタの家族責任法の合憲性を判示し、息子には母親の医療費を支払う義務があると判示している。⁽²⁹⁾

(三) 刑事責任追及型

最後に刑事責任が追及された事件例を示すが、この類型の判例の数は少ない。⁽³⁰⁾ また、刑事責任を追及するにあたっては、民事上の扶養義務を課す場合以上に厳格な要件が求められるなど、他の訴訟類型とは異なるこの類型特有の判断が下されるのが一般的な傾向である。

一九八五年ヴァージニア州最高裁は、*Dan* 事件において、

母親の餓死は娘がケアしなかった結果であるとして、娘に非故意殺の有罪判決を下した。判決では、娘は、母親のケアを行う全責任を引き受け、その代わりに、母親宅に同居し、母親の社会保険およびフードスタンプを受取っていたと認定された。そして「その場合、娘には母親をケアする単なる道徳的責任ではなく、黙示の契約による法的な義務がある。娘は、母親の死を招いた刑事的な過失のある行為によってその義務に違反した」と判示された。⁽³¹⁾

Kelly 事件では、市裁判所が「被告は七十二歳の体の弱った母親を故意にかつ違法に遺棄し、必要な住居、食料、ケアおよび衣料を提供しなかった」と判示し、被告である息子に有罪判決を下した。そこで息子が、母親は貧窮していないと主張して上訴した。控訴裁判所では、母親の要扶養性が主な争点となり、息子の主張は斥けられたものの、扶養料を支払う限り刑罰は科さない⁽³²⁾と判示されている。

Ida 事件では、八七歳の母親の扶養を怠っていると、子五人のうち娘二人に対して、メリーランド州法により刑事責任が問われた。事実審では五〇〇ドルの科料がそれぞれに課されたが、中間上訴裁判所はそれを覆した。ここでは「刑事事件では、犯罪事実が検察側により、合理的な疑いを越える程度に

証明されなければならない」と述べられている。そして「扶養義務が子に課される前提条件として、子には、親を扶養しうる十分な財産、または所得がなければならない。しかし、被告にそのような資力があることは証明出来ていない」と判示して、子の責任を否定した。⁽³³⁾ここで中間上訴裁判所は、娘の扶養能力の判断にあたって、直近家族に対する扶養義務を重視して事実審を覆した。また、刑事事件の要求する証明基準が適用されたことよって、こうした判断が下された⁽³⁴⁾と指摘されている。

(四) 一般的傾向

家族の扶養義務をめぐる紛争は、以上の三類型に分けられるが、刑事責任追及型と同様、直接請求型の訴訟数もさほど多くはない。これは、第一に、州の立法である家族責任法の約三分の二が、家族の扶養義務について争う方法として、公的機関による扶助費の求償に関する訴訟方法のみを規定するからである。第二に、法的扶養義務を負う家族は一般的に訴訟を提起したがる⁽³⁵⁾ないばかりか、多くは訴訟を行う資金に欠けていることによる。さらに家族は、法廷で争うくらいならば、困窮した他の家族構成員の扶養料を不本意ながらも支払う方がましだと考える場合が多い。こうして、子から提起された訴訟、および親が子

を直接訴える訴訟の数は少なく、殊に昨今ではあまり見あたらない。これらの理由により、家族責任法に関する訴訟の中では、公の機関が子に対して訴訟を提起し、それに対して子が出来る限りの抗弁を提出しているものが大半を占めている。そこで本稿においても、こうした求償型の事案が、検討の中心となっている。

もつとも、このような求償型の訴訟も、必ずしも盛んに提起されているわけではない。これは、裁判に訴える段階まで家族責任法を厳格に適用することが、実務上避けられる傾向にあるため、問題が表面化していないからだ⁽³⁵⁾と指摘されている。ソーシャルワーカーは、家族責任法は家庭生活を崩壊させ、高齢のクライアントにとって有害であるとの見地から、一般的に家族責任法に反対している。そこで、扶養義務を追及するために事案を司法システムに委ねることに否定的である。同様に、都市の法務官および検察官も、特に選挙によって選ばれた者は、裁判官および一般市民双方に不人気な事件を提訴した⁽³⁶⁾がらない。そこで家族責任法を維持する州も、扶助の支給決定にあたって行う最初の書類審査の段階で、家族責任法に基づき家族に扶養を要請するに止まっていると言われている。家族責任法の規定する求償手続を、家族に対する要請から先の段階に進める州は

多くはない。このため、水面下には公的機関による家族責任法の適用をめぐる問題が生じた事例が多数存在している⁽³⁷⁾。訴訟という形で表面化する事例は一部でしかない。

第二章第一節註

- (1) 第一章、特に第一節2(二)(1)「コモン・ロー」参照。
- (2) 現在施行されている各州の家族責任法は、第一章註1に示した。家族責任法の概要については、序章1(二)「アメリカ家族責任法における家族の役割」参照。
- (3) 家族責任法を定める州、定めない州、またはこれを廃止した州の分布には、地理的もしくは人口学的に区分可能な特徴はみられない。例えば高齢者人口の多いアリゾナ州およびフロリダ州では、家族責任法は定められていない。Bulcroft, Vanleyseele & Borgatta, *Fital Responsibility Laws—Issues And State Statutes*, 11 RES. AGING 374, 381 (1989).
- (4) 第一章、特に第一節2(二)(2)(ロ)「エリザベス救貧法」参照。
- (5) Bulcroft, Vanleyseele & Borgatta, *supra* note 3, at 379-87が、各州の家族責任法を詳細に分類している。
- (6) コネチカット州: Conn.Gen.Stat. Title 46b, Family

Law, Chapter 816, Support, Part II, Obligation of Relatives, Section 215 (1992); アイダホ州: Idaho Code, General Laws, Title 32, Domestic Relations, Chapter 10, Parent and Child, 1002, Reciprocal duties of support (1994) (序章1 (二)) 「アメリカ家族責任法における家族の役割」参照。

(7) ロードアイランド州: RIGenLaws, Title 40, Human Services, Chapter 5, Support of the Needy, 13, Obligation of kindred for support (1993).

(8) Cal Civ Code §206 (Deering 1982) (民法典第一部「人と法人」第三編「人的関係」第一章「親と子」第一節「出生による子」二〇六条)。

旧カリフォルニア州民法典二〇六条

「親と子の相互扶養義務

困窮者の父、母及び子は、その能力に応じて、労働により自活できない困窮者を扶養する義務を負う。

当該困窮者である親に以前供給された必需品の代金を支払う旨の、成年子による約束には拘束力がある。

高齢者のための手当を受給する者は、労働により自活できない困窮者であるとみなされる。」

本条は一九九二年に改正され、現在は家族法典四四〇〇条が子の老親に対する扶養義務を同様に定めている。

本稿では「need」を、「困窮」と訳している。矢澤昇治(訳)

『カリフォルニア州家族法』(国際書院、一九八九年)八頁参照。

(9) 序章の註16において既に述べたが、再度確認をしておくと、本稿では「County's right」"to recover" or "to reimburse"を、「求償(権)」または「償還を受ける(権利)」と訳している。

(10) 例えば、アイダホ州一般法典三三三章「家族関係」一〇〇二条は、一般的に求償を規定するものである。序章1 (二)「アメリカ家族責任法における家族の役割」に、条文の訳を挙げています。

(11) ミシシッピ州: Miss. Code Ann. §43-31-25 (1993).

(12) これらの規定においては、扶養義務者の所得が一定額を越えるときは諸給付は支給されない、あるいは支給総額が負担能力に応じて減額されるなどと定められている。

(13) これらの規定には、父と生計を異にする児童、または配偶者に扶養されていない母もしくは寡婦への手当を支給するもの、遺族の範囲を法定したうえで、生計維持関係にあったことを年金給付の要件とするものなどがある。

(14) Cal Pen Code §270c (1994).

カリフォルニア州刑事法典一七〇〇条

「貧困した親を扶養する義務の成年子による不履行

家族法典第九部第四編第二節(四四一〇条以下)が

規定する場合を除き、その能力がありながら、貧窮し

た親のために必要な食料、衣服、家屋又は医療看護を提供することを怠った全ての成年子は、軽罪の責を負う。」

本稿では“indigent”という言葉を「貧困」と訳している。

(15) メディケイド、一般扶助制度、要扶養児童家族扶助などに規定が多い。

(16) カリフォルニア州において民法典および社会福祉制度法典のそれぞれに家族の扶養義務が規定された歴史的経緯等については、次の論文が詳しい。tenBroek, *California's Dual System of Family Law: It's Origin, Development and Present Status*, 16 STAN.L.REV. 257, 900, 17 STAN.L.REV. 614 (1964, 1965).

(17) *Swamp v. Superior Court of Sacramento County*, 10 Cal.3d 490, 501-05, 111 Cal.Rptr.136, 143-45, 516 P.2d 840, 847-49 (1973). この判決は、家族責任法に関する最重要判決であるために、第四章で詳しく検討している。

(18) *Id.* at 501-03, 111 Cal.Rptr. at 143-44, 516 P.2d at 847-48. *County of San Bernardino v. Simmons*, 46 Cal.2d 394, 296 P.2d 329, 331 (1956).

(19) 註∞参照。

(20) Cal. Wel. & Inst. Code §812100, 12101 (West 1971).

旧カリフォルニア州社会福祉制度法典(一一一〇〇条)「州内に居住する成年子が(一一一〇一条)で要求する両親の扶養を怠ったとき、本法に基づき手当を支給しているカウンティは、子を訴えることができる。当該請求があり次第、カウンティの地方検事又は他の民事法務官(civil legal officer)は、手当を支給するカウンティの上位裁判所に提訴することができる。当該訴えによって、手当に要した費用のうち子の負担すべき額の償還を受け、さらに将来債務となりうる費用の徴収を可能とする命令を求めることができる。」

旧カリフォルニア州社会福祉制度法典(一一一〇一条)「両親を扶養する子の能力は、本条項に則って決せられ⁹⁰。」

以下、扶養能力の判断方法を規定している(筆者註)。

(21) *Swamp*, 10 Cal.3d at 502, 111 Cal.Rptr. at 144, 516 P.2d at 848.

(22) *E.g.*, *Scott v. Superior Court*, 202 Cal.Rptr. 920 (1984); *Gierkont v. Gierkont*, 46 N.J.Super. 112, 134 A.2d 10 (1957); *Rosen v. Rosen*, 91 N.Y.S.2d 208 (1949); *Coutreau v. Coutreau*, 192 Misc. 736, 77 N.Y.S.2d 113 (1948); *Mendelsohn v. Mendelsohn*, 192 Misc. 1014, 80 N.Y.S.2d 913 (1948); *Panzo v. Panzo*, 192 Misc. 989, 82 N.Y.S.2d 228 (1948); *Anonymous v. Anonymous*, 26

- N.Y.S.2d 597, 176 Misc. 103 (1941); *Ketcham v. Ketcham*, 176 Misc. 993, 29 N.Y.S.2d 773 (1941); *Anon. v. Anon.*, 20 N.Y.S.2d 514 (1940); *Hommel v. Hommel*, 22 N.Y.S.2d 977 (1940); *Tulin v. Tulin*, 124 Conn. 518, 200 A. 819 (1938); *Koniak v. Koniak*, 123 Conn. 338, 195 A. 189 (1937); *Moss v. Moss*, 163 Wash. 444, 1 P.2d 916 (1931); *Mangin v. Mangin*, 164 La.356, 113 S. 864 (1927); *Parshall v. Parshall*, 56 Cal.App. 553, 205 P.1083 (1922); *Cunningham v. Cunningham*, 72 Conn. 157, 44 A. 41 (1899); *People v. Hill*, 163 Ill. 186, 46 N.E.796 (1897); *Ulrich v. Ulrich*, 136 N.Y. 120, 32 N.E. 606 (1892).
- (㉓) *Eustis v. Hempstead*, 114 R.I.219, 330 A. 2d 898, 899-900 (1975).
- (㉔) *Pavlick v. Teresinski*, 54 N.J.Super.478, 149 A.2d 300, 302 (1959).
- (㉕) E.g., *Swoap*, 10 Cal.3d 490, 111 Cal.Rptr.136, 516 P.2d 840 (1973); *County of San Mateo v. Boss*, 3 Cal.3d 962, 92 Cal.Rptr. 294, 479 P.2d 654 (1971); *Groover v. Essex County Welfare Board*, 264 A. 2d 143 (1970); *County of Alameda v. Aberle* 73 Cal.Rptr.926 (1969); *State v. Berglund*, 4 Conn. Cir.Ct. 644, 238 A.2d 450 (1967); *State Welfare Comm'r v. Mintz*, 28 A.D.2d 14, 280 N.Y.S.2d 1007 (1967); *County of Los Angeles v. Kasparian*, 336 P.2d 34 (1959); *Simmons*, 46 Cal.2d at 394, 296 P.2d at 329; *County of Contra Costa v. Lasky*, Cal.2d 506, 275 P.2d 452 (1954); *Commonwealth v. Mong*, 160 Ohio St. 455, 52 Ohio Op. 340, 117 N.E.2d 32 (1954); *Maricopa County v. Douglas*, 69 Ariz.35, 208 P.2d 646 (1949); *Morris County Welfare Board v. Gilligan*, 31 A.2d 805 (1943); *County of Los Angeles v. La Fuente*, 20 Cal.2d 870, 129 P.2d 378 (1942); *Los Angeles County v. Hurlbut*, 111 P.2d 963 (1941); *Condon v. Pomeroy-Grace*, 73 Conn. 607, 48 A. 756 (1901).
- (㉖) E.g., *Pelletier v. White*, 33 Conn.Supp. 769, 371 A.2d 1068 (1976); *Reed v. Public Welfare Division*, 19 Or.App. 927, 529 P.2d 941 (1974); *Carleson v. Superior Court for Co. of Sacramento*, App., 100 Cal.Rptr. 635 (1972); *Kerr v. State Public Welfare Commission*, 3 Or.App. 27, 470 P.2d 167 (1970); cert.denied, 402 U.S.950 (1971); *Commonwealth ex rel. Goldman v. Goldman*, 180 Pa.Super.Ct. 337, 119 A.2d 631 (1956); *Mallatt v. Luihn*, 206 Or.678, 294 P.2d 871 (1956); *Thornsberry v. State Dep't. of Pub. Health & Welfare*, 365 Mo. 1217, 295 S.W.2d 372 (1956); *Howlett v. State*

- Social Security Commission*, 236 Mo.App. 231, 146 S.W.2d 94 (1940), certified to Howlett v. Social Security Comm'n, 347 Mo. 784, 149 S.W.2d 806 (1941); *Conant v. State*, 197 Wash. 21, 84 P.2d 378 (1938).
- (27) E.g., *Hospital Services v. Brooks*, 229 N.W.2d 69 (1975), *Albert Einstein Medical Center v. Forman*, 212 Pa.Super.450, 243 A.2d 181 (1968); *In re Dudley*, 239 Cal.App.2d 401, 48 Cal.Rptr. 790 (1966); *Department of Mental Hygiene v. Kolts*, 247 Cal.App. 2d 154, 55 Cal.Rptr. 437 (1966); *Department of Mental Hygiene v. Kirchner*, 60 Cal.2d 716, 36 Cal.Rptr. 448, 388 P.2d 720 (1964), cert. granted, 379 U.S. 811, 85 S.Ct. 39, 13 L.Ed.2d 26 (1964), remanded for further proceedings 380 U.S. 194, 85 S.Ct. 871, 13 L.Ed.2d 753, and reiterated solely on state grounds 62 Cal.2d 586, 43 Cal. Rptr. 329, 400 P.2d 321 (1965) (vacated by it); *Department of Mental Hygiene v. Hawley*, 59 Cal.2d 247, 28 Cal.Rptr.718, 379 P.2d 22 (1963); *Department of Mental Hygiene v. McGilvery*, 50 Cal.2d 742, 329 P.2d 689 (1958). この種の裁判例は第四章にて詳しく検討する。
- (28) *Americana Healthcare Center v. Randall*, 513 N.W.2d 566 (1994); *Landmark Medical Center v. Gauthier*, 635 A.2d 1145 (1994); *Trinity Medical Center, Inc. v. Rubbelke*, 389 N.W.2d 805 (1986); *Estate of Chrzan v. Ruane*, 353 N.E.2d 438 (1976); *Bismark Hospital and Deaconesses Home v. Harris*, 280 N.W.423 (1938).
- (29) *Americana Healthcare Center*, 513 N.W.2d at 571-75.
- (30) *In re Garison*, 14 N.Y.S.2d 803 (1939); *Landmark Medical Center*, 635 A.2d 1145.
- (31) *Davis v. Commonwealth*, 335 S.E.2d 375, 378 (1985).
- (32) *State v. Kelly*, 2 Ohio App.2d 174, 207 N.E.2d 387; 387-89 (1965).
- (33) *Hale and Hossler v. State of Maryland*, 408 A.2d 772; 772-73 (1979).
- (34) *Garrett, Filial Responsibility Laws*, 18 J.FAM.L. 793, 802 (1979-80).
- (35) *Whitman & Whitney, Are Children Legally Responsible for the Support of their Parents?*, 123 TR. & EST. 43, 44 (1984); A.L.SCHORR, *FILIAL RESPONSIBILITY IN THE MODERN AMERICAN FAMILY* 24 (1960).
- (36) SCHORR, *supra* note 35, at 25. 家族責任法に関する手続の概要については、本章第二節「家族責任法上の諸手続」参照。
- (37) *Whitman, supra* note 35, at 44.

第二節 家族責任法の適用

本節では、家族責任法の具体的な規定内容、家族責任法に関する諸手続、家族責任法の解釈適用を争った裁判例などの検討を通じて、家族責任法の具体像を明らかにしてゆく。⁽³⁸⁾ 家族責任法に関する裁判上の争点としては、家族責任法の具体的な解釈適用を争うものと、家族責任法そのものの合憲性を争うものがある。家族責任法を適用した際のその機能を検討する本節では、前者の争点をめぐる裁判例を分析する。家族責任法の是非を争う後者の裁判例については、社会保障との関係での家族の役割について考察する第三章以降の研究との関係で、第四章において詳細に検討する。

1 前提

(一) 家族責任法の目的

家族責任法は、英国救貧法に倣って、家族の扶養義務を、夫婦間の扶養義務および未成年子を扶養する親の義務に限定したコモン・ローと比べて広く規定した。⁽⁴⁰⁾ そこで家族責任法の目的を探求するにあたっては、アメリカカ家族責任法の直接的起源で

ある、英国救貧法の制定理由を検証しなければならない。現在のアメリカカ家族責任法の法理念は、エリザベス救貧法、およびそれが制定された歴史的背景にその根源を見いだすことができるからである。⁽⁴¹⁾ 家族に扶養義務を課した英国救貧法の目的は、依然として、現在のアメリカカ家族責任法の、主要目的であり続けているのである。⁽⁴²⁾ しかしながら、英国救貧法の制定理由を明確に記載した歴史的資料は見あたらない。⁽⁴³⁾ 親に対する子の扶養義務を初めて規定した一五九七年英国救貧法、および一六〇一年のエリザベス救貧法にも、制定理由を記した前文などはない。そこで、次のような立法史から、家族責任法の目的が推論されている。⁽⁴⁴⁾

一五七五年にイングランド国会は、非嫡出子を扶養する義務を親に課す法律を制定した。これは親の子に対する扶養義務、さらには家族の扶養義務について、初めて成文で規定した法律である。そして同法は、その目的を、教区の救貧費用の削減にあると説明していた。⁽⁴⁵⁾ そこで一五九七年および一六〇一年の救貧法が家族の扶養義務を規定した際にも、国会は救済費用の削減を念頭に置いていたと推論されている。第一章で検討したように、救貧法は働ける者は働くべきであるという、自助原則を基本理念としていた。ここでは、私的な責任が果たされた後で

なくては、公的資源は困窮者に対して使われるべきではないとして、家族に第一次の扶養義務が課されていたのである。また、コモン・ローが家族の扶養義務を限定していたため、明確に家族の扶養義務を法定すること自体が、一五七九年法を制定した副次的目的であつたとする見解もある⁽⁴⁷⁾。判例は英国救貧法の制定理由については何ら触れず、もっぱら、英国救貧法において家族に扶養義務を課した規定は、公的救済費用を削減する目的で創設された⁽⁴⁸⁾と判断してきた。以上から、英国救貧法が広範の家族に扶養義務を課した目的は、困窮者が扶養能力のある家族をもつ場合に、当該困窮者を救済する公の負担を軽減することにあつたといわれている。

公的救済費用削減の要請は、家族の扶養義務と社会保障制度との関係を歴史的に辿つた本稿の第一章、および次の第三章が示すように、アメリカにも存在した。このため英国救貧法の目的は、アメリカにおいても維持されていった。判例も家族責任法の目的は、家族に扶養義務を負わせることにより、公的支援の負担を軽減し、公の責任を免ずるものであると判断してきた。また、家族責任法が家族と同様に公にも扶養義務を課している場合は、家族が第一順位の扶養義務を負い、公の義務は第二順位であるとも判示されている⁽⁴⁹⁾。

(二) 扶養義務の発生時期

家族責任法を適用する前提として、扶養義務は、要扶養者と扶養義務者の存在とともに、そもそも発生しているものか、それとも、裁判所の命令によって発生するものか、扶養義務の発生時期が争われている。そこで家族責任法によって課される義務は、裁判所の命令と同時に発生すると判示したコネチカット州の判決が注目されている⁽⁵⁰⁾。この判決では「命令を発する権限は裁判所にあり、命令は、裁判所が扶養の必要性および扶養する側の能力を判断し、どの程度まで扶養がなされるべきかを定めた後に初めて発しうる」と判示された。このような判断は、親子間などで将来の扶養について直接的に争っている訴訟では問題がない。しかし、州が支給した扶助費を家族に求償する場合、高齢者にとって必要であると信じて現物またはサービスを提供した第三者が扶養料を子に請求する場合、親を扶養した子が扶養料という形で負担の配分を他の子に求める場合などにおいては問題を生じかねない⁽⁵¹⁾。なぜなら、高齢者がケアされた過去の時点では、子の扶養義務は発生していないこととなるからである。家族の扶養義務を、社会保障関係費用を担うために家族に課された義務であると構成するためには、扶養義務の発生時期についての原理的な説明が必要となるのである。しかしな

がら、明快な理論は未だ提示されていない。

(三) 家族責任法の解釈方法

家族責任法の解釈方法をめぐっては、家族責任法が「修正的制定法」であるかが、判例上争われている。「修正的制定法」とは、判例法および既存の制定法の欠陥を是正するために、あるいはそれまで存在しなかった救済を認めるために制定される法律である。そして家族責任法は修正的であるため、他の修正的制定法と同様、自由に解釈され実施されるとする判断と、家族責任法はコモン・ローの一部修正であることから、厳格に解釈すべきとの判断が対立している。⁵²⁾⁵³⁾⁵⁴⁾

2 家族責任法上の諸手続

(二) 手続の進行

家族間で扶養を直接的に請求する場合、または家族の刑事責任を問う場合の手続は、ことに家族責任法に特有のものではない。この点公的機関の支払った扶助費の求償手続は、家族責任法に特有のものである上、家族責任法の適用において核となっている。そこでここでは、特にこの求償手続を中心に、家族責

任法が実施され、または争われる手続を概説する。

(1) 行政機関による実施

扶養義務の履行を求める手続は、一般的に、扶養を必要とする者が、州の指定機関に財政的支援の申請をすることからはじまる。⁵⁵⁾ 州の機関は申請に基づき、要扶養者のニーズおよび扶養可能な親族を調査する。家族責任法をもつ州では、申請手続の段階で、申請者は生存している配偶者および成年子の名前を挙げなければならぬことが多い。これにより州は、州法の概略を説明し、家計の状況を知らせるよう要請する書面を、州外に居住する者も含む全ての子に送付する。そして返答結果は、家族の扶養基準を定めた表および計算式に従って分析され、困窮した家族のケアに提供しうる収入の割合が算定される。この時に、資産不足または過去になされた親による子の虐待、無視もしくは遺棄といった個別事由が、扶養義務の免責を求めて主張されうる。

扶養能力がありその義務も免責されない親族がいる場合、州の機関は、第一に自発的な扶養を促すためにその者に連絡する。ここで扶養が自発的に提供されれば問題はないが、提供されない場合、州による各種の手続が予定されている。すなわち、①

要扶養者に対する扶助支給を保留する手続、② 親族が負担すべき扶養料相当額を、扶助費から減額する手続、③ 扶養を求めて親族を訴えるよう要扶養者へ要請する手続、そして、④ 要扶養者に扶助を支給し、支払った扶助費の償還を親族に求める訴訟を進行する手続などである。これらの中で、家族責任法上最も多く規定されており、また実際にも最も多く行われている手続は、④の親族に対する扶助費償還請求である。この結果、前述した求償型の訴訟が、最も多く提起されることになる。

(2) 裁判による実現

州の機関によって、責任を負うべきであると認定された親族が、扶養の要請に自発的に応じなくとも、要扶養者に対しては、通常、州の扶助が開始される。この様な形で扶助を開始した事案のうち、親族が扶養義務を負う可能性が高く、親族に対する扶養義務の追及が成功する可能性が相当程度高い場合、その事案は州の検察局または法的権限をもつ他の公務員に送付される。州は扶助費の償還を求めて、民事訴訟または刑事訴訟を提起しうる。家族責任法自体が、略式手続による履行強制の規定を設けている場合もある。また、将来の扶助費についての請求を認める家族責任法もある。⁽⁵⁹⁾

裁判所が求償を認めた場合、扶養義務者に対して、扶助費の償還命令が発せられる。そして償還命令の履行が故意に怠られると、それは通常、裁判所侮辱として制裁が科され履行が確保される。その他、強制執行または被告の資産および賃金に対する差押えによって強制される場合もある。⁽⁵⁷⁾一方そうして償還された額は、連邦および州にそれぞれの負担額に応じて返還されることになる。

(3) 適用をめぐる諸問題

親族の扶養を命ずる令状の発布またはリーエン⁽⁵⁸⁾の成立が認められるためには、一般に、適正な手続を踏んだ審理が要求されている。⁽⁵⁹⁾同様に、行政処分に関する適切な司法審査を保障する必要性が、判例および学説上指摘されている。⁽⁶⁰⁾

さらに状況が変化した場合には、通常扶養命令の修正が必要となる。そして修正が必要とされる扶養命令については、親子に対する扶養またはアリモニ⁽⁶¹⁾の場合と同様、事実審裁判所が修正権限を有するであろうと学説は指摘している。⁽⁶²⁾

この他求償手続において、公的支援が継続されていることは、求償を妨げるものではない。

(二) 提訴権者

直接請求型、求償型、または刑事責任追及型のいずれの紛争類型においても、扶養義務の履行を求めて、または扶養義務の免責を争って、訴訟を提起しうる者の範囲が問題となっている。要扶養者自身、扶養義務者、困窮状態にある者に援助した第三者、および行政機関のすべてが、常に訴訟を提起する権利をもつとは限らない。家族責任法の約三分の二は、扶助執行の責任者またはその者から事案を委ねられた公務員による訴訟のみについて定めているからである。

そこで特に、要扶養者自身または第三者が、責任を負う親族を訴えうるか否かについて、裁判所の判断が分かれている。裁判例のいくつかは、規定はその文言を越えて拡張されるべきではないとして、否定的判断を示している。⁽⁶³⁾他方比較的古い裁判例は、特に要扶養者自身については、提訴権限があることを家族責任法は含意していると判示している。⁽⁶⁴⁾この判断の相違は、扶養義務の履行を求めて訴訟を提起しうる者の範囲を法律で定めている点を、実体的問題と捉えるか手続的問題と捉えるかによると指摘されている。⁽⁶⁵⁾提訴権者に関する規定を実体的権利の一部であると捉えた場合、公務員によってのみ提訴されることになる。反対に、法が定めた実体的権利は要扶養者が扶養を

受ける権利のみであると捉えた場合、誰がその権利を実現するかは手続的問題となる。すると、後者の裁判例のように、要扶養者自身による提訴も認められうることになる。

学説上は、要扶養者自身による直接的な訴訟は好ましくないとの見解が示されている。⁽⁶⁶⁾それは第一に、法廷で要扶養者自身に、家族関係が崩壊する恐れがあるからである。第二に、訴訟によって請求しうる扶養料が公的扶助の給付額と大差ないならば、要扶養者にとっては、扶助を受けずに訴えを起こす実益がどれほどあるのかも疑問視されている。要扶養者はまず扶助を申請し、公的機関が、扶助に要した費用の償還を、扶養義務者に求めるべきことになる。實際上、家族に対する訴訟の提起に比べ、扶助を申請する道を選択する高齢者の方が多い。そこで、要扶養者自身が扶養義務者の扶養を求める直接的な訴訟は、何らかの理由で扶助がなされなかった場合に限られるべきだと主張されている。

(三) 州際適用

家族責任法を管轄する裁判所および行政機関、または提訴権者などは州によって異なり、州を越えて扶養義務の履行を追及

する上で、大きな障害となつて⁽⁶⁷⁾いる。これについては、統一扶養相互執行法⁽⁶⁸⁾および統一民事扶養責任法⁽⁶⁹⁾が、扶養義務を州境を越えて強制することを目的として制定されている。統一扶養相互執行法は、扶養義務者と扶養を受ける権利のある者が異なつた法域に居住する場合に、既存の扶養義務を執行するための手続を規定している。同法は、債務者が居住する地域の実体法に留意した、民事扶養手続の開始に関する規定などを設けている。他方、統一民事扶養責任法は、統一扶養相互執行法の利用を容易にするために制定された。ここでは、高齢者に対する州の出費を、扶養義務を負う子に求償する権限が、高齢者の代理として州に与えられている⁽⁷⁰⁾。

家族責任法に基づき扶養義務の履行を州際適用する際の問題点は、アリゾニおよび子に対する親の扶養義務を州境を越えて強制する場合と類似している。しかし、家族責任法をもつ州が二九のみであること、およびそれぞれの立法の内容が異なつたものであるということが、アリゾニなどの場合とは基本的に異なる⁽⁷¹⁾。そこで家族責任法との関係では、統一扶養相互執行法および統一民事扶養責任法も、スムーズに適用されてはいない。裁判所は、親および子が居住する州それぞれに家族責任法がある場合、扶養義務は、子の居住する州で課される義務の範囲内

で、親の州において強制されうると判断している⁽⁷²⁾。もつとも実際には、州境を越えた扶養義務履行の追及は、断念される場合が多いと指摘されている⁽⁷³⁾。

3 扶養義務の発生要件

(一) 要扶養状態

家族の扶養義務は、第一に扶養を請求する者が要扶養状態になれば発生しない。しかし要扶養状態の有無を決する判断基準は、州の間で統一されていない。さらに、扶養義務発生の要件である要扶養状態および^(三)で検討する扶養義務者の扶養能力については、問題となる場合が多いにもかかわらず、不明確な規定が多い。多くの家族責任法は、扶養を受けうる者は「困窮または貧しい」者でなければならぬと定めるのみである。そこで、要扶養状態と認定される困窮状態の程度や、労働能力がありながら就労せずに困窮している者をも含むかといった点などが裁判上争われている。家族責任法の多くが裁判所または行政機関の指針となる判断基準を設定していないことから生ずる問題の存在は、学説上も指摘されている⁽⁷⁴⁾。

多くの裁判例は、「親が、現在または将来、公の負担となるか」

という判断基準を採用している。⁽⁷⁵⁾そこで、家族責任法上の要扶養状態の判断は、公的扶助の受給資格の判断基準と対応することになる。公的扶助は、自活能力のない困窮者を給付対象としている場合が典型的である。すなわち、健康上の理由または高齢により就労不可能であるが故に自活能力が無い者で、かつニーズのある者のみが家族または公的扶養を受けようという、エリザベス救貧法の法理念が、今日においても維持されているのである。⁽⁷⁶⁾再度この点を確認するならば、この判断基準によると、社会保障給付の受給資格を有する者が家族責任法という困窮者であり、その場合には家族の扶養義務も発生するのである。そして、親が自らを扶養するよう子に請求する直接請求型の訴訟においてもこのような判断基準がとられている点は、アメリカにおける家族の扶養義務の性格の一端を表すものであるといえよう。

これに対して、扶養義務は家族関係から生じたものであるとの考えを前提にした判断基準がとられる場合もある。この場合、困窮といった基準よりも一層緩やかな基準で、要扶養状態が判断されている。⁽⁷⁷⁾例えばメリーランド州の裁判例では、「親には、子による扶養を強制的に保障するための十分なニーズがあるか」という点のみで判断する、「必要状況のテスト」(necessitous

circumstances test)が使われている。⁽⁷⁸⁾またオハイオ州では、「生計資力の困窮」とは、一般的な生活をするにあたって必要な物質が欠けていることを意味する。母親に公的扶助適格がなく、かつ娘とその夫によつてケアされていたとしても、母親は困窮している」と判示された。⁽⁷⁹⁾さらに、健康な失業者であっても、家族に扶養を請求する権利をもつと判示された例もある。⁽⁸⁰⁾

要扶養状態の判断を公的扶助の受給資格と結びつけている前者の裁判例は、エリザベス救貧法をその起源とするアメリカ家族責任法を、社会保障関係費用を負担させる目的で、家族に扶養義務を課す法であると解していると思われる。これに対して後者の裁判例は、家族はそもそも相互扶養義務を負うという点を前提に、要扶養状態を判断しているのであろう。また、要扶養状態について具体的な要件を定めている家族責任法の立法類型を分析すると、困窮というニーズを要件としている家族責任法は救貧法に見られ、より緩やかなニーズを要件としている家族責任法は、民法などに見られる傾向がある。⁽⁸¹⁾

要扶養状態を判断する上で重要な要素は、資産および収入である。⁽⁸²⁾この点要扶養者にとって資産を所有し続けることが必要であった場合にも、その資産を換金し、扶養を受ける前に使用するよう裁判所は要求すべきかという問題がある。これについ

ては、要扶養者の生活をより困難なものにすることを理由に反対する学説があるが、裁判所の判断は分かれている。⁽⁸⁷⁾

(二) 扶養義務者

困窮した家族の一員を扶養する義務を負う者の範囲は、州によって異なるが、配偶者に加えて、成年子に扶養義務を課している州が多い。ただ、扶養義務者を祖父母そして時には孫にも拡張している州が三分の一ある。さらに、兄弟姉妹にまで扶養義務を課している州も、少しながら存在する。また興味深い規定としては、成年の息子の扶養義務を、成年の娘よりも先順位に規定している州もある。⁽⁸⁴⁾

このように、すでに親から独立し自己の家庭を築いている子に対しても親を扶養する義務を課す家族責任法は、同じ屋根の下に住み相互依存関係にある家族構成員にのみ扶養義務を課してきたコモン・ローに比べ、扶養義務者の範囲を拡大している。この場合家族責任法は、子自身の家庭生活に多大な影響を与えかねず、家族に過度の負担を課しかねないと懸念されている。⁽⁸⁶⁾

そこで、子の親に対する扶養義務、さらには傍系親族間での扶養義務を規定することによって、独立した家族構成員に対して扶養義務を課す家族責任法は問題であるとの学説による指摘が

ある。⁽⁸⁷⁾ とりわけ祖父母、兄弟姉妹、その他の遠い親族にまで、扶養義務を課すべきではないと主張されている。⁽⁸⁸⁾

他方、家族の負担の一部を軽減する、実効的な規定をおいている州もある。家族の負担が、親を扶養する子自体が高齢である場合に大きいことは、よく指摘されることである。そこでコネチカット州では、この負担を避けるために、扶養義務を負う子を六五歳未満の者に限定し、高齢の子を除外した。⁽⁸⁹⁾

扶養義務を免れるために、要扶養者との間に親族関係が無いと、扶養義務を問われた者は抗弁することができる。そこで、扶養義務を負う親族は自然血族のみか、それとも法定血族も含まれるのが問題となっている。この点について、養子の養親に対する扶養義務が問われた裁判例では、判断が分かれている。⁽⁹⁰⁾ 継親子または娘の夫については、養子の事例の傍論において、法に規定がないことを理由に扶養義務は無いと判示された州がある。⁽⁹¹⁾ 一方、継父母に対する扶養義務を子に課している州もある。⁽⁹²⁾ なお、非嫡出子についても、判断が分かれている。⁽⁹³⁾

学説は、それぞれの相違点および区別の根拠につき、裁判所の判断を批判している。そして判決は、既存の法律関係を基準としているため、適切な扶養義務の負担のあり方という視点を欠いており、問題となっている関係の実態を無視する場合が多

いと指摘している⁽⁹⁴⁾。そこで、養子、継子または非嫡出子の責任は、子が未成年の間に要扶養者から受けた扶養の程度、および実際の関係によって決定すべきものであると主張している⁽⁹⁵⁾。

また、要扶養者と扶養を求められた者ととの関係が任意に引き受けられたものかという点を基準として、責任を課すことを提案している⁽⁹⁶⁾。この説は、養子関係を愛情による絆が最も強い関係と捉えた上で、これを基準に、他の関係を考慮する方法を検討している。この場合、養子関係には相互の扶養義務があるが、義理の親子関係は、間接的であることから、扶養義務はないと判断することになる。すなわち、例えば義理の親子の関係は、親同士の結婚を目的に間接的に築かれた関係であり、義理の親を義理の子が扶養することを意図して結ばれた関係ではないからである。また非嫡出子の場合、親がその子を養子に出すことを選択せず、子も親とともに生活した場合、嫡出子と親との場合と同様に、相互に扶養義務が課されるべきであろうと述べている⁽⁹⁷⁾。

配偶者の両親に対する扶養義務については、娘の夫の義務は、否定的に判断している裁判例が多い。そこで夫婦共有財産、合有不動産または夫婦全部保有不動産形態をとる家族の場合、娘はその資産を財源として両親を扶養する義務はないと判示され

ている⁽⁹⁸⁾。同様に、娘の夫が實際上扶養していたとしても、母親は困窮しているとみなされ、他の子にも扶養の義務があると判示した事例もある⁽⁹⁹⁾。一方、息子の妻が負う義務については肯定し、夫に課す扶養義務を計算するにあたっては、妻の収入を除き、夫婦共有財産であるすべての収入を基準に計算しようと判示した事例がある⁽¹⁰⁰⁾。

こうした扶養義務を負う当事者に関しては、法律に詳細な規定を設けることができるため、以上の問題は、裁判による判断を待つ以前に、立法によって解決すべきものであると主張されている⁽¹⁰¹⁾。

(二) 扶養能力

要扶養者を扶養する能力に欠けるといふ扶養義務者の主張は、家族責任法上の請求に対する抗弁となる。そこで、多くの訴訟において、この点が争われている。公正かつ効率的に家族の扶養能力を確定し、適当な扶養料を決定するために、扶養を困難とする諸要因、および扶養義務者の資力を判定する適切な判断基準が必要とされていく⁽¹⁰²⁾。

裁判所は、扶養能力のある者を選別し、負担の程度を判断するために、就労⁽¹⁰³⁾、納税申告⁽¹⁰⁴⁾、法律で定められた扶養基準⁽¹⁰⁵⁾、行政

上の扶養基準⁽¹⁰⁶⁾、扶養能力が無いとの供述書などの中の、一つ又は複数の基準を採用している。たしかに、一つの判断基準のみで扶養能力を認定した方が効率的である。しかし判断基準を一つに限定することは、それが平等取扱および行政効率の為に行われたとしても、扶養義務者にとって酷な結果となる場合が多々ある⁽¹⁰⁸⁾と批判されている。そこでこれらの判断基準にとどまらず、具体的に柔軟な次のような判断基準を採用している州も多い。扶養義務者の資産の価値および性質、収入額、稼働能力、納税額、合理的な生活費、仕事関係の出費、教育費、医療費、貯蓄の必要性、被扶養者の数、以前負った扶養義務、扶養義務者の年齢、ならびに平素の生活状況などである⁽¹⁰⁹⁾。また裁判所ないし行政機関は、これらの判断基準を、子に対する親の扶養義務およびアリモニを決定する場合と同様の手法で適用すべきであると判示されている⁽¹¹⁰⁾。しかし十分な扶養能力があるか否かは、状況によって変化する点が問題となっているように、扶養能力の決定は容易ではない。

判断が難しいものとしては、老親を扶養する子の義務を決するにあたって、これと対立する、他の家族に対する扶養義務をどう考慮すべきかという問題がある⁽¹¹¹⁾。いくつかの裁判所は、結婚した子の場合、配偶者および子自身の子（老親の孫）に対す

る義務が、老親を扶養する義務に優先すると判断している⁽¹¹²⁾。確かにそのような状況下では、限られた収入の使途について、子の自由な選択が尊重されるべきであろう。この点、老親に対する子の扶養能力を判断するにあたって、子自身の子（老親の孫）の教育費を、その子（孫）が成年に達した後であっても軽視してはならないと判示した事例もある⁽¹¹³⁾。

（四）免責事由

要扶養者を扶養する義務を問われ、以上の要件を満たした扶養能力のある家族の一員も、以下の抗弁事由により、扶養義務を免れることを主張しうる。

（一）過去の親の行為

多くの州が、親が子を故意に遺棄した場合、または親が怠惰もしくは不道徳であるか、浪費癖をもつような場合には、子の扶養義務を免除している⁽¹¹⁴⁾。これは、家族責任法の特徴の一つといえよう。判例上も、黙示の相互扶養契約の要素を家族責任法に見いだし、子は若いときに受けた扶養の代わりに、困窮した親を扶養する義務を負うと解しているものがある⁽¹¹⁵⁾。ニュージャージー州では、こうした裁判所の判断を反映して家族責任法

が改正され、実際に扶養が提供されなかった期間と比例して、子の扶養義務は軽減されるといことが新たに規定された。⁽¹¹⁷⁾ こうした免責規定は、親子の相互依存関係の存在を理由に、老親扶養の義務を子に課す家族責任法を支持する学説を裏付けるものとなっている。⁽¹¹⁸⁾ 過去の親の行為を理由として子が扶養義務を免責される点は、親子間に相互依存の関係があることを根拠付けているからである。このように家族責任法が免責規定をおいている点は、親を扶養する法的義務を子に課す根拠を考察する上での手がかりとなろう。そこで、以下に、過去の親の行為を理由とする扶養義務の免責が争われた裁判例のいくつかを具体的に紹介する。

Berglund 事件では、親による子の遺棄が認定されず、扶養義務の免責は認められなかった。⁽¹¹⁹⁾ 本件では、母親を州の施設でケアした際の未払金を支払うよう、裁判所が息子に命ずることを求めて、州の福祉局長が提訴した。原審はこれを肯定したため、被告である息子が上訴した。コネチカット州巡回裁判所上訴部は、はじめにコネチカット州一般条項一七一三二六条を根拠に、「子の未成年期に親が故意に子を遺棄した場合、子に親を扶養する義務はない」と一般論を述べた。そして故意の遺棄を親の責任の「完全な懈怠」と定義し、「本件の母親はアル中

で自殺を試みた麻薬中毒患者である。とはいえ、子の扶養が経済的に不可能であったとの証拠もなく、証拠からは、母親が成年前の一〇年間について息子を遺棄したとはいえない」と判断した。

その後同州で提起された Peltier 事件では、⁽¹²⁰⁾ 息子の扶養義務の免責が認められた。本件では、公的扶助受給者である父親の医療費を支払うよう息子に請求した福祉局長に対して、息子が提訴した。巡回裁判所は息子の請求を認容し、上位裁判所も次のように、同様の判断を下した。「父親は離婚判決以来毎週五ドルの子の扶養料の支払いを、子が八才の時から成年に達するまで怠った。このことから、子には父親の医療費を支払う義務はない。コネチカット州一般条項一七一三二六条は、子を故意に遺棄したと判断するためには、成年期前の連続一〇年間の遺棄を要すると規定しているが、本件はそれに該当する。」

一方、家族責任法に免責事由が規定されていないニューヨーク州では、親による扶養の不履行および遺棄は、扶養義務の免責を主張する抗弁にならないと判示されている。⁽¹²¹⁾ そこで、以前に子および母親を遺棄した六五歳の父親が、五人の子に対して、自己を扶養するよう求めた。家族関係裁判所は、「ニューヨーク州には、他の州と異なり、以前道徳的に非難される行為をし

た貧困状態にある者に対して、その者の親族が負う扶養義務を免責する規定はない」と述べた。その上で被告に同情しながらも、「家族責任法は強行法規であり、裁判所が裁量によつて被告を免責することはできない」と判示した。そして、「公の責任は二次的なものであり、親がどのような親であつても、子は困窮した親を扶養しなければならない」と理由づけている。

(2) 他の扶養義務者の存在

行政機関が、複数の子のうちの一部に対してのみ親の扶養を求めた事例では、扶養を求められた子が、すべての子に同様の責任があるという共同責任の抗弁を主張して認められている。⁽¹²⁴⁾

この場合、扶養を求められた子の義務は、他の子の扶養義務が問われなかったことを理由として、免責または軽減されることになる。家族責任法には、共同責任の抗弁を避けるために、それぞれの子は連帯して、または独自に扶養義務を負うと規定するものもある。また、子が複数いる事例において、子の一人から適切に扶養されている親は、他の子に対して扶養を請求できないと判示された事件がある。⁽¹²⁵⁾ しかしこの裁判所は、親を扶養している子自身は、他の貢献していない子に対して、扶養を求めると訴訟を提起することができると言及している。

免責事由が規定されていない場合、以上(1)(2)で検討した事例などでは、扶養義務は不公平感を伴いかねない。そこでこのような性質の事案については、事実審裁判官が、要求する扶養の程度をごく僅かに押さえる、または他の抗弁を採用するなどの方法で、扶養義務を軽減する傾向にあると、こうした事案を担当する弁護士は指摘している。⁽¹²⁶⁾

4 扶養義務の履行確保

(一) 扶養義務の程度

どの程度の扶養を提供すべきかは、実務上問題の多いところである。提供すべき扶養の程度に関する基準が法律上または行政機関において定められている場合、扶養料額はそれにより決せられる。また、個別の免責事由などによつて扶養料を一般的な額と比較して修正する場合も、この基準が基礎値として参照されることになり、裁判所もこれに則つて判断している。⁽¹²⁷⁾ 扶養料は、多くの場合収入に比例しており、この額が表に定められている。この他、例えばミシシッピ州のように、子の負担する扶養料を、毎月一五〇ドルと一定額に法定している州もある。⁽¹²⁸⁾ これに対して、「人並みの生活と健康を享受する上で必要な、

最低限度の生活保障を提供しなければならない」といった、抽象的な基準のみを定めた州も少なくなく、提供すべき扶養の程度をめぐる紛争を惹起する要因となっている。

扶養義務者の扶養能力が要扶養者のニーズを越えた場合の扶養料額を、裁判所がどの程度と判断するかを見ると、家族責任法の性質についての裁判所の考えを窺うことができる。裁判所の判断を分けるのは、要扶養者が公的負担となることを避けるために必要とする額を越えて、家族に扶養料を求めうるかという点である。一般的に裁判所は、公的支出削減を家族責任法の目的と捉え、その程度を越える扶養料は要求していない⁽¹³⁰⁾。家族責任法の中核を、公的機関から求償された額を負担する限度で家族に扶養義務を課す、求償型の規定と捉えるわけである。しかし他方で、家族は要扶養者のニーズに応じて扶養すべきであるとの判示もある⁽¹³¹⁾。また、「扶養の程度は、子が享受している生活水準と、ほぼ同等の生活を親が維持する為に必要な程度でなければならない」との判示もみられる⁽¹³²⁾。そこまで到らない場合であっても、子にとって苛酷でなく、子の子および配偶者に対する第一順位の扶養義務と抵触しなければ、最低水準を超えた扶養が望ましいであろうと指摘されている⁽¹³³⁾。さらに、同居か別居か、または親子かそれ以外の家族かによって、扶養義務の

程度を区別すべきだとの見解もある⁽¹³⁴⁾。同居している者または親子には、扶養義務者と同程度の生活水準の享受に必要な扶養を提供する義務を課し、それ以外の者には、公的扶助費分の扶養義務を課す訳である。

(二) 扶養義務の配分

扶養能力のある子が複数いる場合、それらの者の義務は同程度であると言われている⁽¹³⁵⁾。ただし各人は同額を支払う義務を負っているわけではなく、彼らの義務はその扶養能力に比例する。しかし、一般的に、扶養能力のある複数の子に義務が配分される場合、州外に居住する子は除外されている。また両親双方が貧窮している場合、子の扶養は、両親それぞれのニーズに応じて配分されるべきであると解されている。さらに前述したように⁽¹³⁶⁾、他の扶養義務者が扶養義務を履行していないとの主張は、扶養義務の軽減を訴える抗弁となりうる。

(三) 履行方法の特定

家族による扶養を直接的に請求する場合、扶養義務を履行する方法も問題となる。裁判所は大抵、経済的扶養を命じている。法律上は、扶養義務の履行方法について、明確な規定を欠く場

合が多い⁽³⁷⁾。履行方法を規定している場合には、経済的扶養に関するものがほとんどである。なお、五つの州を除いては、経済的な扶養とともに、「食料、衣料、住居および医療」または「日常生活に必要なサービスを提供するよう」定めたものなどがあ⁽³⁸⁾る。

親を扶養するよう子が要求された場合に、子の家で実際にケアするとの申し出が、しばしば子からなされて⁽³⁹⁾いる。この場合、子は適切なケアを提供するか、老親は虐待されないかなどといった点が問題となる。例えば、母親を扶助している市が、子に対する扶養命令を請求して訴訟を提起したコネチカット州の *Condon* 事件がそうである⁽⁴⁰⁾。そこで子は、次のように抗弁した。「自分は母親を家で扶養することを求めてきたのに対して、市は、市が扶助を行いその扶養料を子が支払う方法に固執している。」事実番では市当局が勝訴したが、最高裁は、家での虐待は証明できないとして、訴えを棄却した。最高裁は、「もしその申し出が誠実なもので、家での待遇が適度に満足のゆくものであったならば、申し出られた扶養の程度を扶養料に換算し、要求されている扶養料から差し引くことができる」と判断している。そして、「家での待遇が満足のゆくものでない場合は、親は申し出られたケアを、金銭の代わりに受け取ることを要求

されない」とも解している。

第二章第二節註

(38) 州によって法の内容は異なるが、ここでは、各州の家族責任法および家族責任法に関してそれぞれの州で判断した裁判例の中から、一般性のある議論を抽出している。したがって、ここでの記述は、必ずしもすべての州における家族責任法についての解釈を示すものではない。

(39) 子に扶養義務を課すにあたって生じる様々な問題点に関する本節の検討は、裁判上扶養をめぐる紛争が成熟していない日本において、諸問題を考察する上で示唆に富むものと思われる。

(40) 第一章第一節2 (二)「英国」参照。

(41) *Town of Plymouth v. Hey*, 285 Mass.357, 189 N.E. 100 (1934); *E.ABBOTT. PUBLIC ASSISTANCE*, 1 AMERICAN PRINCIPLES AND POLICIES 156-57 (1966); *Abbott, Abolish the Pauper Laws*, 8 SOCIAL SERVICE REV. 1, 9-10 (1934); *Lopes, Filial Support and Family Solidarity*, 6 PACLJ 508 (1975); *Mandelker, Family Responsibility Under the American Poor Laws* (pts. I & II), 54 MICH. L.REV. 497, 607 (1956) [hereinafter cited as *Mandelker*].

- I or Mandelker II].
- (42) Ketcham, 176 Misc. at 1002, 29 N.Y.S.2d at 785; Tulin, 124 Conn. at 518, 200 A. at 819; Hill, 163 Ill. at 191, 46 N.E. at 798; Lopes, *supra* note 41, at 511.
- (43) Mandelker I, *supra* note 41, at 500.
- (44) Ibid; Riesenfeld, *The Formative Era of American Public Assistance Law*, 43 CALIF. L.REV. 175, 199 (1955).
- (45) 18 Eliz.1,c.3 (1575); Mandelker I, *supra* note 41, at 500, n.10.
- (46) 第一章第一節2(1)(2)「英国救貧法」参照。
- (47) Mandelker I, *supra* note 41, at 500, n.10.
- (48) Swoap, 10 Cal.3d at 502-03, 111 Cal.Rptr. at 147, 516 P.2d at 848-49; Mendelsohn, 80 N.Y.S.2d at 914; Rutecki v. Lukaszewski, 273 App.Div. 638, 79 N.Y.S.2d 341 (1948); Howlett, 347 Mo. 784, 149 S.W.2d 806; Ketcham, 176 Misc. at 1002, 29 N.Y.S.2d at 785; In re Salm's Guardianship, 171 Misc. 367, 12 N.Y.S.2d 678 (1939), *aff'd* 258 App.Div. 875, 16 N.Y.S.2d 1022 (1939), *aff'd* 282 N.Y. 765, 27 N.E.2d 46 (1940); Betz v. Horr, 160 Misc. 674, 290 N.Y.S. 500 (1936), *aff'd*, 250 App.Div. 457, 294 N.Y.S. 546 (1937), *rev'd* on other grounds 276 N.Y. 83, 11 N.E.2d 548 (1937); Koniak, 123 Conn. at 338, 195 A. at 189; Hill, 163 Ill. at 191, 46 N.E. at 799; Lopes, *supra* note 41, at 511; Tully, *Family Responsibility Laws: An Unwise and Unconstitutional Imposition*, 5 FAM.L.Q. 32, at 34 (1971); tenBroek, *supra* note 16, at 286; Mandelker I, *supra* note 41, at 500-01.
- (49) Kelley v. State Board of Social Welfare, 82 Cal.App.2d 627, 186 P.2d 429 (1974); Los Angeles County v. Frisbie, 19 Cal.2d 638; 122 P.2d 526, 528 (1942); Camhi v. Camhi, 25 N.Y.S. 559, 560 (1941); Ketcham, 176 Misc. at 993, 29 N.Y.S.2d at 773; Hommel, 22 N.Y.S.2d at 978; In re Garrison, 14 N.Y.S.2d at 804.
- (50) Condon, 73 Conn., at 611, 48 A., at 757.
- (51) Garrett, *supra* note 34, at 807.
- (52) Remedial statutes: 修正的制定法。田中英次(編)『英米法辞典』(東京大学出版会、一九九一年)五一八頁参照。
- (53) 自由に解釈される: Frisbie, 19 Cal.2d at 638; 122 P.2d at 528, Howlett, 347 Mo. 784, 149 S.W.2d 806; Condon, 73 Conn. at 607, 48 A. at 756. 自由に実施される: In re Garrison, 14 N.Y.S.2d at 804.
- (54) In re Morrissey's Estate, 183 Misc. 530, 49 N.Y.S.2d 464 (1944); Hey, 285 Mass. at 357, 189 N.E. at 100; People v. Fermoile, 236 App.Div. 388, 259 N.Y.S. 564 (1932).
- (55) 以下の手続について: Whitman, *supra* note 35, at

- 43-44; Garrett, *supra* note 34, at 810-11.
- (56) Mandelker II, *supra* note 41, at 615.
- (57) Ober, *Pennsylvania's Family Responsibility Statute—Corruption of Blood and Denial of Equal Protection*, 77 DICK. L.REV. 331, 331-32 (1972).
- (58) lien: 債務の履行、債権の弁済のための物的担保。田中・前掲書(註52) 四一頁。
- (59) Garrett, *supra* note 34, at 811.
- (60) Mallatt, 206 Or. at 700, 294 P.2d at 879-81; Garrett, *supra* note 34, at 811; Mandelker II, *supra* note 41, at 616-18.
- (61) alimony: 離婚扶養料、離婚後扶養料。田中・前掲書(註52) 四一頁。
- (62) Garrett, *supra* note 34, at 813-14.
- (63) *In re Salm's Guardianship*, 282 N.Y. at 765, 27 N.E.2d at 46; *Cf. People v. Williams*, 161 Misc. 573, 292 N.Y.S. 458 (1936); *Stark v. Jersey City*, 90 N.J.L. 187, 100 A. 340 (1917).
- (64) *Citizens & Southern Nat. Bank v. Cook*, 182 Ga.240, 185 S.E.318, 319 (1936); *Cunningham*, 72 Conn. at 157, 44 A. at 41.
- (65) Mandelker II, *supra* note 41, at 610-11.
- (66) *Id.* at 611.
- (67) Bulcroft, Vanleynseele & Borgatta, *supra* note 3, at 385ff; *Scottt*, 202 Cal.Rptr. at 920.
- (68) Uniform Reciprocal Enforcement of Support Act.
- (69) Uniform Civil Liability for Support Act §4.
- (70) *Id.* §8.
- (71) Garrett, *supra* note 34, at 813.
- (72) *Groover*, 264 A.2d at 144; *Mong*, 160 Ohio St. at 459, 52 Ohio Op. at 342, 117 N.E.2d at 34.
- (73) Mandelker II, *supra* note 41, at 623; *Rosenbaum, Are Family Responsibility Laws Constitutional?*, 1 FAM.L.Q. 55, 62 (Dec. 1967); *Mernitz, Private Responsibility for the Costs of Care in Public Mental Institutions*, 36 IND.L.J. 443, 472 (1960) (州境を越えて扶養義務を追究するまではな_らず)。
- (74) Mandelker I, *supra* note 41, at 514-17.
- (75) 子から金銭を得られなければ公的負担となるので、親は困窮者である: *Eustis*, 330 A.2d at 899-900; *Pavlick*, 149 A.2d at 302; *Anonymous*, 26 N.Y.S.2d at 597, 176 Misc. at 103; *Hommel*, 22 N.Y.S.2d at 980; *Mitchell—Powers Hardware Co. v. Eaton*, 171 Va. 255, 198 S.E.496, 500 (1938); *Koniak*, 123 Conn. at 338, 195 A. at 189; *Moss*, 163 Wash. at 444, 1 P.2d at 916; *Succession of Guidry*, 40 La. Ann. 671, 673, 4 So. 893,

- 895 (1888).
- (76) Garrett, *supra* note 34, at 805.
- (77) Mandelker I, *supra* note 41, at 515-16.
- (78) Hale and Hossler, 408 A.2d at 772.
- (79) Kelly, 2 Ohio App.2d at 176, 207 N.E.2d at 389.
- (80) Hommel, 22 N.Y.S.2d at 977.
- (81) Bulcroft, Vanleynseele & Borgatta, *supra* note 3, at 383.
- (82) Callison, *Early Experience Under the Supplemental Security Income Program*, 37 SOC. SECURITY BULL. 3, 6 (June 1974).
- (83) 換金に反対: Pavlick, 54 N.J.Super.at 482, 149 A.2d at 302 (母親が所有している資産は居住するために必要な家および家具であり、その売却または賃貸は、母親と子の問題を増すだけである。母親の現財産は必需品であり、換金できるものではない。); Garrett, *supra* note 34, at 799-800.
換金に賛成: Boss, 3 Cal.3d at 970, 92 Cal.Rptr. at 294, 479 P.2d at 658-59 (母親は資産価値三一、八〇〇ドルの家を所有しており、要扶養状態にない)。
- (84) この他、生きている親族の資産のみではなく、死亡した親族の遺産をも、扶養に提供可能な財源として規定している州もある。
- (85) Mandelker I, *supra* note 41, at 503; 第一章第一節 2
- (1) (1) 「ロネチ・ロー」参照。
- (86) Id. at 503; ABBOTT, *supra* note 41, at 164.
- (87) Mandelker I, *supra* note 41, at 502-06; ABBOTT, *supra* note 41, at 154-93.
- (88) Mandelker I, *supra* note 41, at 504-05.
- (89) ロネチカット州: Conn.Gen.Stat. §46b-215 (1992)。一九六七年の修正による。1967, P.A. 746, S. 4.
- (90) 扶養義務あり: Couteau, 192 Misc. at 742-43, 77 N.Y.S.2d at 119. 扶養義務なし: Parshall, 56 Cal.App. at 553, 205 P. at 1083.
- (91) カリフォルニア州: Parshall, 56 Cal.App. at 555, 205 P. at 1084.
- (92) ニューハンプシャー州: RSA 167:2 (1993).
- (93) Mandelker I, *supra* note 41, at 512-14.
- (94) Id. at 509.
- (95) Id. at 509-14; Garrett, *supra* note 34, at 806.
- (96) Mandelker I, *supra* note 41, at 509-14.
- (97) Id. at 512-14.
- (98) Gierkont, 46 N.J.Super. at 115-12, 134 A.2d at 12 (扶養能力の判断にあたって、家が娘の唯一の財産で、かつ夫婦全部保有不動産である場合は、家の所有権は考慮されず、娘には扶養義務がない。); Goldman, 180 Pa.Super. Ct. at 340, 119 A.2d at 633 (結婚した娘が、働かず夫に

- 養われており、夫が妻の困窮した父親の扶養料を支払うことを禁じていた場合、娘には十分な財政能力がない。*Alessandro v. Camelli*, 47 N.Y.S.2d 237 (1944); *Grace v. Carpenter*, 42 Cal.App.2d 301,302, 108 P.2d 701, 701-02 (1941) (夫婦共有財産); *Mangin*, 164 La. at 356, 113 S. at 864; *Mandelker I*, *supra* note 41, at 511.
- (99) *Kelly*, 2 Ohio App.2d at 176, 207 N.E.2d at 389.
- (100) *Aberle*, 73 Cal.Rptr. at 926-27.
- (101) *Garrett*, *supra* note 34, at 806; *Mandelker I*, *supra* note 41, at 514.
- (102) *Garrett*, *supra* note 34, at 800. 適当な扶養料については、本節4(一)「扶養義務の程度」において検討している。
- (103) *Pavlick*, 54 N.J.Super. at 479, 149 A.2d at 301.
- (104) *Garcia v. Superior Court*, 45 Cal.App.2d 31,34, 113 P.2d 470,471 (1941).
- (105) *Reed*, 19 Or.App. at 927, 529 P.2d at 941; *Swoap*, 10 Cal.3d at 508-09, 111 Cal.Rptr. at 145, 516 P.2d at 852; *Mallatt*, 294 P.2d at 880.
- (106) *Thornsberry*, 365 Mo. at 1221-22, 295 S.W.2d at 374-75.
- (107) *Stevens & Springer, Maine Revises Responsibility of Relations*, 6 PUB.WELFARE 122 (1948).

- (108) *Mandelker I*, *supra* note 41, at 521.
- (109) *Gierkont*, 46 N.J.Super. at 112, 134 A.2d at 10; *Commonwealth ex rel. Goldman*, 180 Pa.Super.Ct. at 341, 119 A.2d at 633; *Mernitz*, *supra* note 73, at 450-58; *Mandelker I*, *supra* note 41, at 523-25.
- (110) *Eustis*, 330 A.2d at 900.
- (111) *Ketcham*, 29 N.Y.S.2d at 788-89.
- (112) *Bagwell v. Doyle & Russell*, 187 Va.844,854, 48 S.E.2d 229,234 (1948); *People v. Curry*, 69 Cal.App. 501, 231 P. 358, 359-360 (1924).
- (113) *Commonwealth ex rel. Goldman*, 180 Pa.Super.Ct. at 341, 119 A.2d at 633; *Hale and Hossler*, 408 A.2d at 772; *Rosenbaum*, *supra* note 73, at 65.
- (114) *Thornsberry*, 365 Mo. at 1223, 295 S.W.2d at 376.
- (115) 例えば、次のカリフォルニア州家族法典四四一〇条がこれにあたる。

カリフォルニア州家族法典四四一〇条
「親を扶養する義務の免責手続」

成年子は、親に対する扶養義務を免責する裁判所命令を求めて、その親が居住するカウンティにおいて、申立てを提起することができる。親が本州に居住していない場合、当該申立ては成年子が居住するカウンティにおいて提起することができる。」

- (116) Gierkont, 46 N.J.Super. at 117, 134 A.2d at 12 (父親が息子を遺棄した年月については、息子は扶養義務がなく、残りの年月の割合分のみ扶養料を支払えばよい。ニュージャージー州、一九五七年)。Mong, 160 Ohio St. at 458, 117 N.E.2d at 33-34; Mandelker I, *supra* note 41, at 519.
- (117) N.J.REV.STAT. §44: 1-141 (Supp. 1979) (ニュージャージー州、一九七九年)。
- (118) 諸学説の見解については、第四章を参照されたい。
- (119) Berglund, 4 Conn.Cir.Ct. at 644, 238 A.2d at 450.
- (120) Pelletier, 33 Conn.Supp. at 769, 371 A.2d at 1068.
- (121) Ketcham, 176 Misc. at 993, 29 N.Y.S.2d at 787. 本判決以前のニューヨーク州の判決では、子を遺棄した親を扶養する義務から子を免責しうるかという点について、見解が対立していた。In re Garison, 14 N.Y.S.2d at 803.
- (122) Dom.Rel.Ct.Act §92, subd.9 and §101 subd.4 and Public Welfare Law §125.
- (123) Groover, 264 A.2d at 144; Mandelker II, *supra* note 41, at 619-20.
- (124) アイオワ州: Iowa Code §252.2 (1993).
- (125) Duffy v. Yordi, 149 Cal. 140, 143, 84 P. 838, 839 (1906).
- (126) Garrett, *supra* note 34, at 805.
- (127) Reed, 19 Or.App. at 927, 529 P.2d at 941; Swoap, 10 Cal.3d at 509, 111 Cal. Rptr. at 149, 516 P.2d at 853. (第四章第一節註、表一参照。); Stevens & Springer, *supra* note 107, at 124-25.
- (128) MISS.CODE.ANN. §43-31-25 (1993). (限度額が一〇ドルという規定は、一九四二年以来長期間変更されていなかったにもかかわらず、限度額は一九八七年に引き上げられた。これは憶測にすぎないが、第三章で検討する一九八三年の通達以降、家族責任法に対する関心が高まったことの一つの現れではなからうか。)
- (129) ニューハンプシャー: N.H.Rev.Stats.Ann. (RSA) 167:2 (1993).
- (130) D.G. v. Hermenez, 204 Misc. 650, 123 N.Y.S.2d 234 (1953); Anon., 20 N.Y.S.2d at 514; Monson v. Williams, 72 Mass. 416 (1856).
- (131) Rosen, 91 N.Y.S.2d at 208; Panzo, 192 Misc. at 989, 82 N.Y.S.2d at 228; Tulin, 124 Conn. at 518, 200 A. at 819.
- (132) Mitchell-Powers Hardware Co., 171 Va. at 262-63, 198 S.E. at 499-500.
- (133) Garrett, *supra* note 34, at 803.
- (134) Mandelker I, *supra* note 41, at 529.
- (135) See generally Id. at 619.
- (136) 本章第一節3 (四) (2) 「他の扶養義務者の存在」参照。

- (137) Bulcroft, Vanleynseele & Borgatta, *supra* note 3, at 383.
- (138) ヤンキヤントナ : Burns Ind. Code Ann. §31-2-9-1 (1994) ; サウスダコタ : SODAK,Codified Laws 25-7-28 (1984).
- (139) Garrett, *supra* note 34, at 804.
- (140) Condon, 73 Conn. at 610, 48 A. at 757; Mandelker I, *supra* note 41, at 529-30.

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XLVIII No. 2 (1997)

SUMMARY OF CONTENTS

The Role of Social Welfare and Family in Taking Care of the Frail Elderly in the United States of America (1) — Study on Family Responsibility Laws —

Fusako SEKI*

INTRODUCTION

- (1) Problem Setting
- (2) Outline of this article

I History of Family Responsibility Laws

1. Origin of Family Responsibility Laws

- (1) Ancient Times
- (2) Middle Ages to Modern Times

2. Enactment and Development of Family Responsibility Laws

- (1) Enactment of Family Responsibility Laws
- (2) Changing Family and Family Responsibility Laws
- (3) Financial Difficulties and Family Responsibility Laws

II Framework of Family Responsibility Laws

1. Classification of Family Responsibility Laws

- (1) Legislative Pattern

*Doctoral Student, Faculty of Law, Hokkaido University.

(2) Dispute Pattern

2. Application of Family Responsibility Laws

(1) Premise

(2) Procedure in applying Family Responsibility Laws

(3) Nature of Support Duty

(4) Enforcing Support Duty (in this volume)

III Family Responsibility Laws and Social Welfare

IV Constitutionality of Family Responsibility Laws

CONCLUSION

In a society with a growing population of elderly, the question rises, "Who should take care of the frail elderly?" It is especially important to clarify, whether the cost of caring the elderly should be born by social welfare or by family. Without such a clarification, the burden of caring elderly would be easily shifted to the family, since many families have been actually taking care of their elderly. Who should be in charge is not clear, since the extent of the support duty within the family, as it is often stated in legislation is itself unclear. So this article tries to clarify these points, by studying family responsibility laws in the United States of America.

Many states in the United States have family responsibility laws, which ask the family of an elderly person who was given some social welfare assistance from the state, to pay the cost of this assistance. For example, the state will claim reimbursement from the children of the elderly, who receive Medicaid. So there is ongoing debate about these family responsibility laws, if they are right in asking the family to bear the cost of caring the elderly. This article examines family responsibility laws from their history to the present debate, with special emphases on the cases which were raised to question these laws. There are many cases which challenged both the application and the constitutionality of family responsibility laws and which illustrated very well the question I want to discuss in this paper. Other countries who have the similar problems could learn useful lessons from the American experience with family responsibility laws.